

資料 1

令和7年度

上期業務執行報告書

公益社団法人全国都市清掃会議

目 次

I	国の審議会等の検討状況	1
1.	中央環境審議会循環型社会部会	1
1-1.	廃棄物処理制度小委員会	1
1-2.	静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会	1
1-3.	食品リサイクル専門委員会	2
1-4.	家電リサイクル制度評価検討小委員会	2
1-5.	小型家電リサイクル小委員会	2
2.	産業構造審議会産業技術環境分科会	2
2-1.	資源循環経済小委員会	2
2-1-1.	容器包装リサイクルワーキンググループ	3
2-1-2.	小型家電リサイクルワーキンググループ	3
3.	循環型社会形成推進交付金	3
	《国の廃棄物行政に係る審議会等の構成図》	4
	《循環型社会を形成するための法体系》	4
II	管理運営	5
1.	会議	5
1)	総会	5
2)	評議員会	5
3)	理事会	5
2.	大規模災害支援	6
III	調査研究事業	7
1.	廃棄物処理事業に関する提言・要望	7
1)	定時総会決議に基づく要望書の取りまとめ	7
2)	総会決議に基づく提言・要望等	7
3)	自治体の依頼に基づく審議会等への委員参加	8
2.	廃棄物処理に係る図書の出版	8
1)	廃棄物処理施設整備実務必携（令和7年度版）	7

IV	普及啓発事業	9
1.	各地区協議会関係	9
2.	研修会等	11
1)	第47回全国都市清掃研究・事例発表会	11
2)	自治体報告	12
3)	施設見学会	12
3.	広報活動	12
1)	機関誌「都市清掃」	12
4.	表彰等	12
1)	第48回会長表彰	12
2)	感謝状の贈呈	12
5.	国際交流	12
1)	海外廃棄物処理事情調査団	12
V	技術指導相談事業	13
1.	技術指導相談事業	13
2.	廃棄物処理技術検証・確認事業	14
VI	適正処理困難廃棄物対策事業	15
1.	中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会	15
2.	使用済み乾電池等広域回収・処理事業	15
VII	廃棄物処理プラント保険事業	17
VIII	資料編	18
VIII-1	令和7年度要望書	19
VIII-2	今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間とりまとめ(概要)	48
VIII-3	令和6年度環境省補正予算	49・50
VIII-4	令和7年度環境省予算	49・50
VIII-5	令和8年度環境省概算要求	51・52

I 国の審議会等の検討状況

1. 中央環境審議会循環型社会部会

中央環境審議会循環型社会部会の検討事項は、廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関する事、循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関する事となっている。

《開催日程》

第1回：平成25年3月29日（金）

↓

第60回：令和7年6月10日（火）

- ① 第五次循環型社会形成推進基本計画の評価・点検の進め方について
- ② その他

第61回：令和7年9月26日（金）

- ① 第五次循環型社会形成推進基本計画の点検における重点点検分野について
「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」
- ② 家電リサイクル小委員会の設置について
- ③ その他（報告事項）

1-1. 廃棄物処理制度小委員会

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、廃棄物処理制度に係る小委員会を設置し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等の法制度について審議する。

《開催日程》

第1回：令和7年2月18日（火）

↓

第3回：令和7年4月8日（火）

- ① 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策について
- ② その他

第4回：令和7年4月25日（金）

- ① 資源循環の推進に向けた制度的取組
・ヤード環境対策の制度的措置の検討
・資源循環ネットワーク形成
・拠点構築に向けた調査事業について
- ② PCB 廃棄物の処理に関する制度的措置の検討
- ③ その他

第5回：令和7年5月23日（金）

- ① 今後の廃棄物処理制度の検討にむけた論点整理
- ② その他

第6回：令和7年6月24日（火）

- ① 今後の廃棄物処理制度の検討にむけた中間とりまとめ（案）
- ② その他

今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ（48 ページに概要を掲載）

1-2. 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会を設置し、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための具体的な施策のあり方について検討する。

《開催日程》

第1回：令和5年7月28日（金）



第10回：令和7年4月14日（月）

- ① 再資源化事業等の高度化に係る認定制度の検討について
- ② その他

第11回：令和7年6月19日（木）

- ① 再資源化事業等高度化法の政令・省令（案）概要について
- ② その他

第12回：令和7年9月25日（木）

- ① 再資源化事業等高度化法施行令等に係るパブリックコメントについて
- ② 認定制度の施行に向けた準備状況について
- ③ 高度な再資源化事業の創出に向けた環境省の取組について
- ④ 改正資源有効利用促進法についての報告
- ⑤ その他

1-3. 食品リサイクル専門委員会

（食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合）

《開催日程》

第1回：平成18年8月28日（月）



第29回：令和6年12月16日（月）

- ① 食品循環資源の再生利用等の促進に関する新たな基本方針について

1-4. 家電リサイクル制度評価検討小委員会

特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用機器のリサイクルに関する施行状況の点検等について検討を行う。

《開催日程》

第1回：平成18年6月27日（火）



第43回：令和4年1月14日（金）

1-5. 小型家電リサイクル小委員会

（産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会小型家電リサイクルワーキンググループとの合同会合）

《開催日程》

第1回：令和7年2月27日（木）

- ① 小型家電リサイクル制度の施行状況について
- ② 目標到達状況の分析等

2. 産業構造審議会イノベーション・環境分科会

2-1. 資源循環経済小委員会

《開催日程》

第1回：令和5年9月20日（水）



第11回：令和7年6月26日（木）

- 事務局説明
- 自由討議

2-1-1. 容器包装リサイクルワーキンググループ

《開催日程》

第1回：令和5年9月26日（火）

↓

第2回：令和6年9月26日（木）

容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について

第3回：令和7年9月26日（金）

容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について

2-1-2. 小型家電リサイクルワーキンググループ

（小型家電リサイクル小委員会との合同会合）

《開催日程》

第1回：令和7年2月27日（木）

① 小型家電リサイクル制度の施行状況について

② 目標到達状況の分析等

3. 循環型社会形成推進交付金

循環型社会形成推進交付金は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、市町村が推進している一般廃棄物処理施設の整備に不可欠の予算である。

特に、平成2年度以降は、ダイオキシン対策のために緊急かつ集中的に施設整備が全国でなされたところであるが、そのとき整備・更新された一般廃棄物処理施設（耐用年数は概ね20年程度）の多くは老朽化が進み、更新時期を迎えている状況にある。

全国都市清掃会議は、老朽化施設の建て替え需要に見合った循環型社会形成推進交付金の確保に向け、あらゆる機会を捉え取り組みを進めているところである。

《一般廃棄物処理施設整備に係る事業予算一覧表》

単位：百万円

	6年度 補正予算	7年度 当初予算	7年度 概算要求
循環型社会形成推進交付金（A）	65,421	27,441	28,424+ 事項要求
廃棄物処理施設整備交付金（B）	24,921	595	5,212
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（C）	10,300	24,650	19,000
計	100,642	52,636	52,636

注記：Aは、公共・従来型交付金

Bは、非公共・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

Cは、エネルギー特別会計・廃棄物処理施設を核とした地域循環圏構築促進事業

《令和6年度環境省補正予算》

① 一般廃棄物処理施設の整備 (49 ページ掲載)

② 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 (50 ページ掲載)

《令和7年度環境省予算》

① 一般廃棄物処理施設の整備 (49 ページ掲載)

② 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 (50 ページ掲載)

《令和8年度環境省予算》

① 一般廃棄物処理施設の整備 (51 ページ掲載)

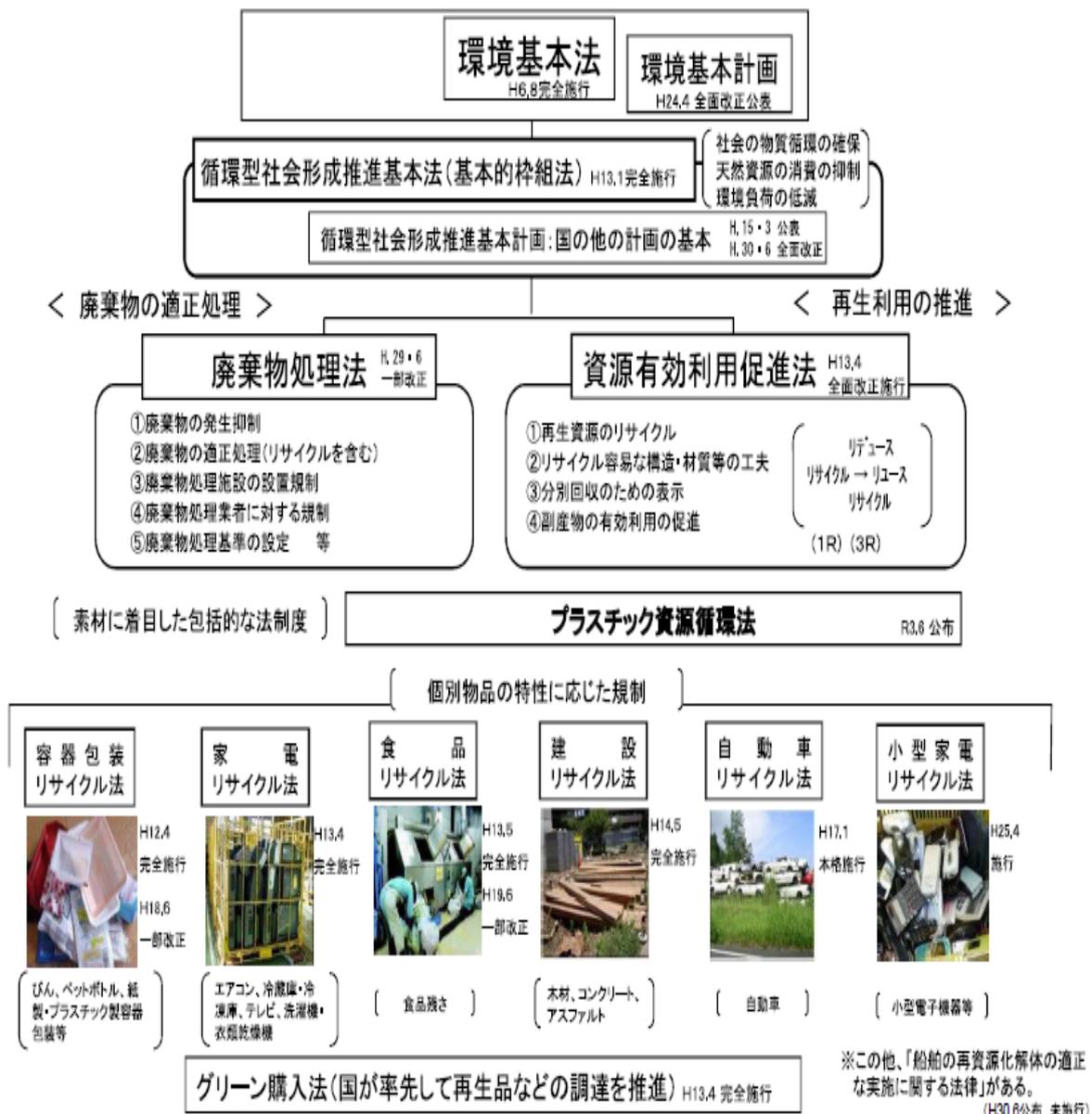
② 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 (52 ページ掲載)

《国の廃棄物行政に係る審議会等の構成図》

環 境 省		経 済 産 業 省	
1	中央環境審議会 循環型社会部会	2	産業構造審議会 産業技術環境分科会
1-1	廃棄物処理制度小委員会	2-1	資源循環経済小委員会
1-2	静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会	2-1-1	容器包装リサイクルWG
1-3	食品リサイクル専門委員会	2-1-2	小型家電リサイクルWG
1-4	家電リサイクル制度評価検討小委員会		
1-5	小型家電リサイクル小委員会		

《循環型社会を形成するための法体系》

循環型社会を形成するための法体系



Ⅱ 管理運営

1. 会議

1) 総会

(1) 定時総会

日時：令和7年5月22日（木）10：30～16：00

開催市：大分市

場所：ホテル日航大分

- 議事：① 令和6年度業務執行報告について
② 各地区協議会提出要望事項について
③ 決議について
④ 令和6年度決算について
⑤ 理事・監事及び評議員の選任（補充）について
⑥ 令和7年度事業計画及び収支予算について
⑦ 令和8年度定時総会の開催都市について

2) 評議員会

3) 理事会

令和7年度第1回理事会

日時：令和7年4月22日（火）14：00～15：30

場所：日比谷松本楼

- 議事：① 代表理事・業務執行理事に係る業務執行報告について
② 令和7年度会長感謝状について
③ 令和6年度収支決算について
④ 令和7年度事業計画等について
⑤ 令和7年秋季評議員会・臨時総会について
⑥ 会員の入退会について

令和7年度第2回理事会

提案日：令和7年5月22日（木）9：15～9：45

開催市：大分市

場所：ホテル日航大分

- 議事：① 令和7年度定時総会の進め方について
② 業務執行報告について決議・要望について
③ 各地区協議会提出要望事項について
④ 理事・監事及び評議員の選任（補充）について
⑤ 令和8年度定時総会の開催都市について
⑥ 会員の入退会について

令和7年度第3回理事会

日 時：令和7年5月22日（木） 14：10～14：30

開催市：大分市

場 所：ホテル日航大分

議 事：① 会長、副会長の選任について

令和7年度第4回理事会次第

日 時：令和7年7月30日（水） 13：00～13：30

場 所：法曹会館 3F 富士の間

議 事：① 代表理事・業務執行理事の業務執行報告について

② 令和7年度総会決議に基づく要望書について

③ 令和7年度会長感謝状について

④ 会員の入退会について

⑤ 都市清掃労働組合協議会からの要請書について

2. 大規模災害支援

大規模災害にみまわれた被災地域に対して、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D．Waste-Net）の一員として、環境省の要請に基づき、会員の協力を得て、できる限りの支援活動を行う。

Ⅲ 調査研究事業

1. 廃棄物処理事業に関する提言・要望

1) 定時総会決議に基づく要望書の取りまとめ

令和7年度定時総会において決議された4項目151件の要望事項について、国等への要望を実施するにあたり、要望書としての取りまとめ及び取り扱いについて、理事都市と書面により協議を実施した。

提案日：令和7年6月17日（火）

回答日：令和7年7月4日（金）

2) 総会決議に基づく提言・要望等

令和7年度定時総会において決議された要望事項に基づき、政府・与党、関係省庁、関係団体に対し、提言・要望行動を実施した。

(1) 令和7年度定時総会決議に基づく要望書の提出

要望日：令和7年7月30日（水）、8月5日（火）、6日（水）、8日（金）

要望先：① 政府・与党：自民党、公明党

② 関係省庁：環境省、経済産業省、資源エネルギー庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、財務省、国税庁、総務省

③ 関係団体：全国市長会他27団体

要望事項：① 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充

② リサイクル関連法の推進

③ 適正処理困難廃棄物対策の促進

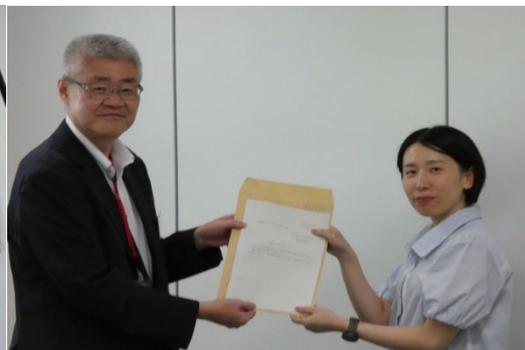
④ 廃棄物の適正処理等の推進

要望書：20ページ掲載

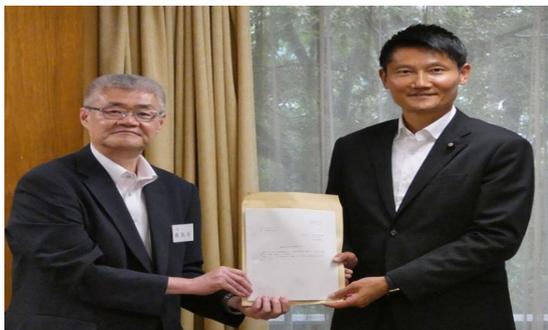
注 記：要望先に応じて、要望事項①から④を選択し提出



環境省環境再生・資源循環局へ要望書提出



経済産業省DXグループへ要望書提出



自民党へ要望書提出

(2) 令和7年度要望行動に伴う意見交換の実施

実施日：令和7年7月30日（水）

- 実施先：① 環境省環境再生・資源循環局
② 経済産業省DXグループ資源循環経済課
③ 経済産業省商務情報政策局情報産業課
④ 自民党



環境省環境再生・資源循環局



経済産業省DXグループ資源循環経済課・商務情報政策局情報産業課



自民党

3) 自治体の依頼に基づく審議会等への委員参加。

① 廃棄物対策、減量等に係る審議会

朝霞市、市川市、金沢市、川口市、川越市、所沢市、函館市、船橋市、八千代市

② 廃棄物処理施設整備に係る委員会

吾妻環境施設組合、足柄上地区ごみ処理広域協議会、我孫子市、伊賀市、石巻地区広域行政事務組合、一関地区広域行政組合、岩手沿岸南部広域環境組合、浦添市、大崎地域広域行政事務組合、大村市、小山広域保健衛生組合、金沢市、川口市、喜多方地方広域市町村圏組合、佐賀県東部環境施設組合、仙台市、田辺周辺広域市町村圏組合、千葉市、中讃広域行政事務組合、中津川・恵那広域行政推進協議会、中津市、南但広域行政事務組合、東松山市、姫路市、松戸市、松山市、南魚沼市、南相馬市、盛岡広域環境組合、山梨西部広域環境組合、蕨戸田衛生センター組合

2. 廃棄物処理に係る図書の出版

- 1) 廃棄物処理施設整備実務必携（令和7年度版） 発行予定：令和7年7月31日

IV 普及啓発事業

1. 各地区協議会関係

1)北海道地区協議会

(1) 総会

日時：令和7年4月24日（木） 15：15～16：45

開催市：札幌市

場所：ホテルノースシティ

議事：①令和6年度会務報告

②令和6年度歳入歳出決算及び会計監査報告

③令和7年度事業計画（案）

④令和7年度歳入歳出予算（案）

⑤公益社団法人全国都市清掃会議に提出する要望事項

⑥役員の変更について

2)東北地区協議会

(1) 総会

日時：令和7年4月10日（木） 14：30～16：30

開催市：弘前市

場所：アートホテル弘前シティ

議事：①令和6年度会務報告及び歳入歳出決算について

②令和7年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

③令和7年度要望事項について

④令和8年度総会等の開催都市について（滝沢市）

⑤会員の入退会について

(2) 施設見学

日時：令和7年4月11日（金） 8：30～12：00

見学先：㈱丸勝小野商事、道の駅いなかだて

3)関東地区協議会

(1) 総会

日時：令和7年4月25日（金） 13：00～15：30

開催市：千葉市

場所：ホテルスプリングス幕張

提案事項：①令和6年度会務報告について

②令和6年度決算（案）について

③令和7年度事業計画（案）について

④令和7年度予算（案）について

⑤令和7年度の役員都市（案）について

⑥令和8年度総会の開催都市（案）について（八王子市）

⑦令和7年度公益社団法人全国都市清掃会議総会提出要望事項（案）
について

報告：令和6年度公益社団法人全国都市清掃会議活動状況報告

4)北陸東海地区協議会

(1) 総 会

日 時：令和7年4月17日（木） 14：00～17：00

開催市：津市

場 所：ホテル津センターパレス

議 事：①令和6年度事業報告及び決算について

②令和7年度事業計画案及び予算案について

③役員改選について

④建議要望事項について

⑤令和8年度全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会開催都市について

(2) 施設見学会

日 時：令和7年4月18日（金） 9：00～12：45

見学先：協栄 J&T 環境㈱、(株)久居LIXIL製作所久居工場

5)近畿地区協議会

(1) 総 会（書面によるみなし決議）

提 案 日：令和7年4月30日（木）

提 案 者：幹事長 京都市環境政策局長

決 議 日：令和7年5月30日（金）

提案事項：①令和6年度事業及び決算報告について

②（公社）全国都市清掃会議第48回会長表彰について

③令和7年度事業計画案及び予算案について

④令和7年度（公社）全国都市清掃会議への建議事項について

⑤令和7・8年度役員改選について

6)中国・四国地区協議会

(1) 総 会

日 時：令和7年4月24日（木） 15：00～17：00

開催市：下関市

場 所：下関グランドホテル

議 事：①令和6年度事業報告

②令和6年度収支決算

③令和7年度事業計画（案）

④令和7年度収支予算（案）

⑤令和7年度要望事項

⑥令和7・8年度役員都市の改選について

⑦令和8年度総会の開催都市（高知市）

講 話：令和6年度全国都市清掃会議会務報告について

(2) 施設見学会

日 時：令和7年4月25日（金） 9：00～12：00

見学先：長府バイオマス発電所

7)九州地区協議会

(1) 総 会

日 時：令和7年4月17日（木） 15：00～17：00

開催市：鹿児島市

場 所：ホテル・レクストン鹿児島

議 事：①令和6年度全国都市清掃会議会務報告
②令和6年度九州地区協議会会務報告
③令和6年度決算について
④令和7年度予算について
⑤全国都市清掃会議総会提出要望事項について
⑥次期九州地区協議会総会等開催都市について（浦添市）

(2) 施設見学会

日 時：令和7年4月18日（金） 8：45～12：30

見学先：鹿児島市南部清掃工場、七ツ島バイオマス発電所

8)賛助会員協議会

(1) 総 会

日 時：令和7年4月8日（火） 14：40～17：00

場 所：日比谷松本楼

議 事：①令和6年度会務報告
②令和6年度収支決算について
③役員改選について
④令和7年度事業計画及び収支予算について
⑤その他

講 演：最近の廃棄物・リサイクル行政の動向について（講師：環境省）

(2) 施設見学会

上期施設見学会

日 時：令和7年7月3日（水） 13：30～15：00

見学先：西知多クリーンセンター

参加数：46名

2. 研修会等

1)第47回全国都市清掃研究・事例発表会

全国都市清掃研究・事例発表会は、廃棄物処理事業に携わる自治体、企業、学術等の団体が、日頃の調査、研究等の成果に関する情報発信と意見交換を行うことにより事業の円滑・効率的な執行に資することを目的に実施する。

(1) 第47回全国都市清掃研究・事例発表会実行委員会

①第1回実行委員会

日 時：令和7年7月9日（水） 13：30～16：00

場 所：全国都市清掃会議 会議室

議 事：① 日程及び会場について
② 特別企画（案）について
③ 発表論文募集案内（案）について
④ 次回（第48回）開催市について
⑤ その他

2)自治体報告

①令和7年度定時総会

日 時：令和7年5月22日（木） 14：30～15：30

開催市：大分市

場 所：ホテル日航大分

演 題：大分市の環境行政～「誰もが幸せを実感できるまち OITA」の実現を目指して～

講 師：大分市環境部ごみ減量推進課長

参加人数：168人

3)施設見学会

①令和7年度定時総会施設見学

日 時：令和7年5月23日（金） 8：30～12：00

見学施設：大分市佐野清掃センター

参加人数：106人

3. 広報活動

1)機関誌「都市清掃」

(1) 機関誌「都市清掃」の発行

385号（5月号）特集／第46回全国都市清掃研究・事例発表会より

386号（7月号）特集／廃棄物処理における海外の動向

386号（9月号）特集／循環経済に向けたごみ減量・リサイクル等の最新の取り組みと課題

(2) 編集委員会

第222回～第224回編集委員会

開催日：令和7年4月24日（木）・6月27日（金）・8月22日（金）

開催時間：13：30～15：30

開催場所：東京ガーデンパレス、お茶の水エデュケーションセンター、Web会議

協議事項：都市清掃386号（7月号）・387号（9月号）・388号（11月号）・389号（令和8年1月号）の編集・企画等について協議。

4. 表彰等

1)第48回会長表彰

(1) 功 勞 賞 30名（令和7年度定時総会において表彰）

(2) 勤 続 賞 303名（令和7年度各地区協議会総会において表彰）

2)感謝状の贈呈 6名（令和7年度定時総会において表彰）

5. 国際交流

1)海外廃棄物処理事情調査団

「廃棄物問題」及び「環境問題」や「廃棄物処理施設とライフラインの融合」等に取り組んでいる海外の廃棄物処理事業の調査を行い、あわせて国際交流を深めることにより、今後、各市区町村や関係者等の廃棄物行政の進展や新たな処理技術への対応に寄与することを目的に10月26日から10月31日で実施する。

V 技術指導相談事業

1. 技術指導相談事業

1) 技術指導

本事業は、昭和 59 年度から実施しており、市町村等がごみ処理施設などの廃棄物処理施設を建設する場合の求めに応じてその技術力を補完する立場から技術指導を行っている。令和 7 年度も浦添市をはじめ 22 団体に対し実施している。

○技術指導内容

- ①ごみ処理基本計画策定の助言、②ごみ処理施設整備事業計画策定の助言、
- ③環境影響調査の助言、④発注仕様書審査、⑤見積図書審査、⑥実施設計審査、
- ⑦建設監理援助、⑧性能試験援助、⑨運転・保全業務援助

○令和 7 年度技術指導契約一覧（令和 7 年 10 月 1 日現在）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 岩国市 | (維持管理) |
| 2 宇佐・高田・国東広域事務組合 | (施工監理・維持管理) |
| 3 浦添市 | (施工監理) |
| 4 江戸崎地方衛生土木組合 | (維持管理) |
| 5 大崎地域広域行政事務組合 | (計画支援・施工監理・維持管理) |
| 6 川口市 | (計画支援) |
| 7 倉浜衛生施設組合 | (維持管理) |
| 8 呉市 | (施工監理) |
| 9 佐賀県東部環境施設組合 | (維持管理) |
| 10 那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合 | (維持管理) |
| 11 西いぶり広域連合 | (維持管理) |
| 12 蓮田白岡衛生組合 | (計画支援) |
| 13 飛騨市 | (維持管理) |
| 14 人吉球磨広域行政組合 | (維持管理) |
| 15 姫路市 | (維持管理) |
| 16 ふじみ衛生組合 | (施工監理) |
| 17 南那須地区広域行政事務組合 | (維持管理) |
| 18 武蔵野市 | (維持管理) |
| 19 盛岡広域環境組合 | (計画支援) |
| 20 山梨西部広域環境組合 | (計画支援) |
| 21 湯沢雄勝広域市町村圏組合 | (維持管理) |

(21 団体 (継続 18 団体))

○支援内容別実績一覧

年 度	計 画	施工監理	維持管理他	合 計
26 年度	6	11	9	26
27 年度	8	14	7	29
28 年度	11	17	7	35
29 年度	10	14	7	31
30 年度	10	13	7	30
元年度	6	13	11	30
2 年度	9	11	11	31
3 年度	7	14	8	29
4 年度	11	9	10	30
5 年度	8	5	11	24
6 年度	5	3	11	19
7 年度	5	5	14	24

注記：7年度においては、同一団体において計画支援・施工監理・維持管理を行うものと、施工管理・維持管理行うものがある。

2)技術相談

ごみ処理施設などの廃棄物処理施設の建設や維持管理について技術相談に応じるとともに、これらに関する技術情報の提供などを行う。また、廃棄物処理技術に関する問い合わせ等について専門的な立場から回答、案内を行っている。

2. 廃棄物処理技術検証・確認事業

全国の廃棄物処理技術の向上と相互協力の見地から、地方公共団体の立場を理解したうえで企業が開発する廃棄物処理に係る技術について検証・確認し、地方公共団体に新技術について技術情報提供を行っている。

参考：廃棄物処理技術検証・確認事業の実績

- 第1号 川崎サーモセレクト式ガス化熔融技術 (H11 年度)
- 第2号 神鋼・ルルギ式ストーカ焼却技術 (H11 年度)
- 第3号 住友金属式シャフト炉型直接ガス化熔融技術 (H12 年度)
- 第4号 外熱キルン式炭化脱塩技術 (H12 年度)
- 第5号 バブコック日立・スタインミュラ式ストーカ焼却技術 (H13 年度)
- 第6号 コンポガス式メタン発酵技術 (H13 年度)
- 第7号 川鉄内熱式ごみ炭化技術 (H14 年度)
- 第8号 コークスベッド灰熔融技 (H14 年度)
- 第9号 リンデ式メタン発酵技術 (H15 年度)
- 第10号 外熱キルン式ごみ炭化技術 (H16 年度)
- 第11号 荏原内部循環流動床熱分解焼却技術 (H17 年度)
- 第12号 無希釈二相循環式メタン発酵技術 (H18 年度)
- 第13号 スタインミュラ式ストーカ焼却技術 (H26年度)
- 第14号 ドランコ式メタン発酵技術 (H28年度)

VI 適正処理困難廃棄物対策事業

1. 中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会

1) 適正処理困難指定廃棄物対策協議会の運営

本協議会は、適正処理困難指定廃棄物の処理体制の整備に向け、関係者と協議するに当たり市町村（会員以外の市町村も含む）の意向の集約化及び情報の把握等を行うため、設置されており、その事務局を当法人が担当し、その運営に当たっている。

2) 関係業界との協議等

- (1) 消火器リサイクルシステム評価推進委員会
- (2) 容器包装リサイクル情報連絡会議

2. 使用済み乾電池等広域回収・処理事業

1) 事業概要

環境省（当時の厚生省）からの「使用済み乾電池の適正処理の推進を援助する組織体制の整備に関する依頼（昭和 60 年 8 月）」に基づき、（公社）全国都市清掃会議内に「使用済み乾電池広域回収・処理連絡会」を設置し、全国の市町村を対象に「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」により分別・収集された使用済み乾電池等を運搬、処理・処分するシステムの運営・管理事業を「使用済み乾電池等広域回収処理事業」として昭和 61 年度から実施。また、平成 11 年 4 月に蛍光管を対象品目に加えた。

2) 使用済み乾電池等広域回収・処理連絡会加入団体数（令和 7 年 9 月 1 日現在）

団体数：591 団体（市 304、町 123、村 23、組合 141）
延市町村数：952 市町村（市 505、町 370、村 77）

3) 使用済み乾電池等広域回収処理事業

(1) マニフェストシステムによる使用済み乾電池等の広域回収処理実績

① 令和 7 年度実績（令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日）

* 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分量	1,019 トン
内訳 使用済み乾電池	863 トン
使用済み蛍光管等	156 トン

② 昭和 61 年度から令和 7 年 6 月 30 日までの累計実績

* 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分量	275,359 トン
内訳 使用済み乾電池	221,862 トン
使用済み蛍光管等	53,497 トン

(2) 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分の管理方針に基づく通知

- ① 根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 9 号イ
- ② 通知先：北海道、北見市、大阪市、北九州市
- ③ 通知日：令和 7 年 3 月 10 日

(3) 使用済み乾電池等の広域回収・処理計画実施状況報告

令和 6 年度使用済み乾電池等の広域回収・処理計画の実施状況を報告書に取りまとめ、令和 7 年 6 月、ホームページに掲載するとともに会員へ報告。

- (4) 使用済み乾電池等の運搬、処理・処分の管理方針に基づく現地調査
- ①根 拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号ロ
 - ②調査日及び調査先
 - ◆令和7年9月10日（水）・11日（木）
 - 広域回収・処理センター（野村興産㈱イトムカ鉱業所）
 - 日本通運㈱北見支店
 - ③調査項目
 - (1) マニフェスト伝票の保管及び履行状況の確認。
 - (2) 輸送されたコンテナの保管状況等の確認。
 - (3) 広域回収・処理センター施設の管理・運営状況の確認。
 - (4) 廃棄物処理法等関係法令に基づく広域回収・処理センター施設管理データの確認。

Ⅶ 廃棄物処理プラント保険事業

1. 概要

本事業は、各地方自治体等が所有・使用・管理するごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設内の機械設備が不測かつ突発的な事故により損傷を受けた場合に、これをもとの稼働可能な状態に復旧するための修理費を補償することを目的に昭和61年4月から実施している。

なお、各地方自治体が採用している建物共済等でカバーできない事故による損害をカバーするものとなっており、建物共済と補償が重複することはない。

また、本事業では、廃棄物処理施設のリスクマネジメント研修会を通じて事故の未然防止と対応など情報交換を行っている。

2. 廃棄物処理プラント保険加入実績

- ・ 64 団体（99 施設）が加入。（令和7年度）

3. 保険設計上の特色

(1) 火災共済ではカバーできない事故の補償

火災共済では補償できないプラント設備特有の電氣的・機械的事故や、異物混入などの不測かつ突発的な事故を幅広く補償。また、損害額は新価（再調達価額修理費用）で補填されるため、機械の経年減価率に関わらず損害額を実額で補償。

(2) プラントの機械設備を全て包括して補償

廃棄物処理プラント保険では、プラントの機械設備一式全てを保険の目的とする。（建物、基礎部分は除く。）プラントの機械設備を包括して補償するため、保険手配の事務が簡素化されると同時に、保険の付け忘れ等の心配がない。

(3) 保険料支払の猶予を設定

地方自治体の出金手続き等を考慮して、保険料の支払い猶予期間を設定している。4月1日加入の場合、事前にご加入の申込があれば、保険料の支払前に補償が開始するので、保険料の支払は補償開始後（60日以内）とすることが可能。

(4) 新設プラントに対する割引や無事故による割引制度

運転開始から4年間の新設プラントには最大18%の新機械割引が、運転開始から2年間の新設プラントにはメーカー保証がある場合は、最大12%のメーカー保証割引が適用。

VIII 資 料

VIII-1	令和7年度要望書	-----	19
VIII-2	今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間とりまとめ（概要）	-----	48
VIII-3	令和6年度環境省補正予算	-----	49・50
VIII-4	令和7年度環境省予算	-----	49・50
VIII-5	令和8年度環境省概算要求	-----	51・52

全 都 清 第 78 号

令 和 7 年 7 月 30 日

環 境 大 臣 浅 尾 慶 一 郎 様

公 益 社 団 法 人 全 国 都 市 清 掃 会 議

会 長 吉 川 雅 和

(横 浜 市 資 源 循 環 局 長)

廃 棄 物 処 理 に 関 わ る 要 望 に つ い て

本 法 人 で は、令 和 7 年 度 定 時 総 会 に お い て 廃 棄 物 処 理 事 業 を 推 進 す る 上 で 当 面 す る 諸 課 題 に つ い て 討 議 し、要 望 す る こ と を 決 議 し ま し た。

貴 職 に お か れ ま し て は、要 望 の 趣 旨 を ご 理 解 い た だ き、格 段 の ご 配 慮 を 賜 り ま す よ う お 願 い 申 し 上 げ ま す。

要 望 書

令和7年7月

公益社団法人 全国都市清掃会議

目 次

I 令和7年度定時総会における決議	22
II 要望事項	
第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望	23
1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について	
2. 交付金等の財政支援について	
第2. リサイクル関連法の推進に関する要望	28
1. 容器包装リサイクル制度について	
2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について	
3. 家電リサイクル等の円滑な推進について	
4. 食品リサイクルの推進について	
5. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について	
第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望	36
1. 法整備の推進について	
2. 適正処理困難指定廃棄物について	
3. 廃スプリングマットレスについて	
4. PCB廃棄物の国の役割強化について	
5. 石綿含有の疑いのある珪藻土製品の回収・処分について	
6. フロン等使用廃棄物の回収について	
7. 産業廃棄物処理施設での一般廃棄物受け入れについて	
第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望	41
1. 再生可能エネルギーについて	
2. 小売電気事業者登録制度の充実について	
3. 熔融スラグの利用促進について	
4. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について	
5. 手数料徴収事務の円滑な推進について	
6. 安定型最終処分場の見直しについて	
7. 使用済み物品の適正な処理の確保について	
8. 産業廃棄物処理施設の集中について	
9. 特定支障除去等事業終了後の環境モニタリングについて	
10. 循環型社会形成推進の目標値及びリサイクル算出方法の見直しについて	
11. メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて	
12. 電動塵芥車の性能向上に係る支援について	
13. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について	
14. し尿処理施設と下水道の接続について	
15. 原子力発電所の事故に伴う焼却灰処理について	
16. 放射性物質汚染対処特措法における埋立基準の変更について	
17. 放射性物質汚染対処特措法における焼却施設の地域要件見直しについて	
18. ごみ処理の広域化について	
19. 一般廃棄物処理事業実態調査の公表について	

令和7年度定時総会における決議

公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村で組織する団体として、廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、生活環境の保全と公衆衛生の向上、循環型社会の形成のため、廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化・再生利用を促進する諸施策を展開するとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備や効率的・効果的な運営管理など、廃棄物の適正処理を推進している。

わが国では、近年の気候変動を背景とした記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害などに対処するため、令和3年8月に「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現を目指し、「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中間シナリオ」(案)が示された。

また、令和4年4月には、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応から、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、新たなプラスチックごみのリサイクル制度が確立された。

昨年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障にも資するものとして、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を国家戦略として位置づけ、2030年度までの目標を定め、国の諸課題を解決し、循環型社会の形成に向けた統合的な取組が進められており、市区町村にも様々な対応を求められている。

このような状況の下、我々は、SDGsの達成と脱炭素社会の実現、豪雨や地震による大規模災害対応など、社会状況の変化を的確にとらえ、安全で安定した廃棄物処理を推進すべく、日々懸命の努力を続けているところである。しかし、市区町村等においては、少子高齢社会の進展に伴う社会保障費の増加、人口減少社会における人員の確保、建設資材、電気・ガソリンなどエネルギーの高騰等により、老朽化した廃棄物処理施設の再整備や新たな廃棄物対策など、増大する経費は廃棄物処理事業の大きな負担となっている。

国においては、厳しい地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識され、循環型社会の形成と廃棄物の適正処理の推進のため特段の措置を講じるよう、下記事項について要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

令和7年5月22日

公益社団法人 全国都市清掃会議

II 要望事項

第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

循環型社会形成推進交付金等の財政措置は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、自治体が推進する一般廃棄物処理施設等の整備に不可欠なものである。

自治体における廃棄物処理施設は安全で快適な市民生活を保持する上で欠くことのできない重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、各自治体は地域計画に基づき循環型社会形成推進交付金等を主要な財源として事業を進めているが、特に平成2年度以降にダイオキシン類対策のために緊急かつ集中的に整備・更新された一般廃棄物処理施設の多くは老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。

令和7年度は、当初予算に561億円を計上し、令和6年度補正予算と併せて、合計1,662億円となっているが、循環型社会形成推進交付金等の当初予算は所要額と大きく乖離しているうえ、自治体の一般廃棄物処理施設更新需要のピークはまだ数年は続くと思われる。

については、あらゆる機会を捉えて循環型社会形成推進交付金等の予算を確実に確保するとともに、制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

(1) 安定的、継続的な財政措置

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要であり、昨今の世界的な半導体及び樹脂不足に加え、円安などにより、電子部品、鋼材をはじめとする資機材、原油等価格が高騰し施設整備に対する自治体の費用負担が大きくなっており、廃棄物処理施設の老朽化状況と交付金収入を見込んで計画的に事業を推進している。

また、長年にわたり地元住民へ説明会や協議等を積み重ね、施設整備に至っている経緯がある。このため、循環型社会形成推進交付金等の予算額の不足は、整備スケジュールを遅らせ、事業実施自体が困難となる。については、

① 廃棄物処理事業が計画的に実施できるよう、国においては確実に、施設整備の所要額に見合う交付金を、年度当初において確保するとともに、地域計画に計上された交付金を事業完了まで維持し、満額を交付すること。

② 循環型社会形成推進交付金は、その多くが環境省所管の予算として計

上される一方で、北海道地区では国土交通省所管の北海道開発予算として循環型社会形成推進交付金が計上されており、事業の増減に対し柔軟な対応が出来ない状況であることから、地域によって交付金内示状況に大きな差が生じないよう、交付金要望に応じた柔軟な運用を行うこと。

(2) 交付対象範囲の拡充について

1) 基幹的設備改良事業等に係る交付対象事業の拡大

① 長寿命化・延命化につながる基幹的設備

廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業の交付要件は、一定以上の二酸化炭素の排出が削減される設備・機器のみに限定されている。

一方、老朽化した施設の機能回復を計画的・効果的に行うことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながることから、二酸化炭素削減とならない基幹改良事業についても交付対象とすること。

② 中央監視制御装置など主要設備

廃棄物処理施設の中央監視制御装置など主要設備は、廃棄物処理施設の運転管理にはなくてはならないものであり、補修・更新は交付金制度の対象とすること。

③ 一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、埋立の期間中及び終了後も埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要である。また、近年では、集中豪雨が頻発し、浸出水処理施設の増強が必要となっている。最終処分場の維持管理には多額の費用が掛かることから、廃止までの期間における補修や施設の増強、閉鎖に伴う整備やモニタリングなどの費用について、交付金の対象とすること。

2) 廃棄物処理施設整備に係る交付対象範囲の拡充

① 余熱利用施設等地元対策事業費

廃棄物処理施設の整備には地元住民の理解が必要不可欠で、長期にわたり説明会や協議を重ねて事業計画の決定となる。

については、住民理解を得るために必要な余熱利用施設等の地域環境整備にかかる費用を交付対象とすること。

② 処理施設と一体として整備が必要な建屋や周辺整備

マテリアルリサイクル推進施設や廃棄物運搬中継施設においては、管理等及び構内道路などの建設は交付金の対象となっていますが、廃棄物焼却施設などは対象となっていない。

廃棄物処理施設は、建物、構造物、機械設備が一体となり施設の機能を果たしていることや、環境教育及び防災拠点としての役割を担うことから、廃棄物処理施設の整備すべてを交付対象とすること。

③ 水銀排出規制に対応するための施設整備

令和2年度より湿式の排ガス処理設備が交付金の対象から外れた。水俣条約発効に伴う、大気汚染防止法の水銀排出規制に対応するため、水銀などの有害物質除去の確実性

と飛灰量の増加回避の観点から湿式方式の排ガス処理設備を交付対象とすること。

④ し尿と下水道との共同処理

下水道等整備の普及に伴い、減少しているし尿及び浄化槽汚泥の処理を効率的に行うためにも、下水処理施設で容易に処理できるよう、法整備を含めた体制の整備をすること。

また、下水道広域推進総合事業の創設により、下水処理施設へのし尿受け入れ施設が交付対象となっているが、下水道事業地域以外は対象となっていない。

については、下水道事業地域以外でのし尿受け入れ施設の建設や既存施設の更新や改修などを交付対象とすること。

⑤ 合併浄化槽の設置及び更新

平成31年度より、汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への合併浄化槽の設置及び更新については、災害時を除き交付金の対象から外されたが、老朽化が進む浄化槽を安定して機能させるためにも交付の対象とすること。

また、維持管理に対する助成制度を整備すること。

⑥ 好気性発酵乾燥方式の要件緩和

好気性発酵乾燥方式（トンネルコンポスト）のエネルギー回収型廃棄物処理施設では、施設内での固形燃料化までを行うことが、交付金の要件となっている。

燃料を固形化処理する際に多くの電力が必要となり、温室効果ガスの削減とならないことや、燃料の固形化を望まない需要家もあることから、製品の状況に合わせた施設建設を交付金の要件とすること。

⑦ プラスチックに係る資源循環の促進

法律の制定に伴い、各自治体ではプラスチックの回収を強化しており、リサイクルが円滑に推進できるよう、施設の増強や更新にあたっては交付金の拡充を図ること。

⑧ 水銀による環境の汚染防止

令和6年12月24日に閣議決定された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」において、現在使用している蛍光灯などの製品が段階的に製造中止となった。

廃棄物処理施設の照明設備には多く使用されていることから、今後LED器具への変更が必要となり、多くの費用が発生することから交付金の対象とすること。

⑨ 廃棄物処理の広域化・集約化

国は、全国的に焼却施設の更新需要が増大する中、持続可能な適正処理の確保の観点から焼却処理の広域化・集約化を進めている。

一方、当該施設規模における交付金については、新たに人口一人一日あたりの排出量が基準として示され、達成していない場合は、構成する自治体すべてにおいて生活ごみ

の有料化を求めている。

広域化・集約化にあっては、排出量未達成の自治体のみ有料化を求めるなど柔軟な対応を要望する。

⑩ 広域化・集約化における交付率の嵩上げ

循環型社会形成推進交付金等においては、「先進的な広域化・集約化の促進」に対して交付率の嵩上げが行われているが、嵩上げの要件が施設数の減少及び構成市町村の増加の観点のみとなっている。一定の施設数の減及び構成市町村数の増となる要件を満たせない場合であっても、CO2排出量の削減やエネルギー回収の観点から、効率的なごみ処理を行い得る一定以上の規模を有する施設へ集約化を行う場合であれば交付率嵩上げを適用可能とすること。

⑪ 交付対象上限額の経過措置

令和10年度以降に着工する廃棄物処理施設については、交付対象経費の上限が設定され、施設整備費の交付金が削減される。また、計画支援事業の交付率は令和9年度から3分の1から4分の1に縮小される。

廃棄物処理施設の整備は、10年以上の時間をかけて実施していくものであり、すでに事業が開始されているものについては経過措置を設けること。

3) 災害に強い廃棄物処理システムの構築

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理のため、資源物や廃棄物のストックヤード整備は重要な課題となっている。

については、ストックヤードを整備するための用地の確保及び整備を交付対象とすること。

4) 廃止した廃棄物処理施設等の解体工事

焼却施設の解体は、その後整備する施設と関連性・連続性があり、同数以下である場合、または跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備する場合は、交付金の対象になるが、ごみの減量や広域処理化に伴う複数の施設や焼却施設以外の解体は、交付金の対象とならないことから、残存施設の維持管理が自治体の大きな負担となっている。については、次の全ての廃棄物処理施設の解体工事や関連する対策工事について交付対象とすること。

また、交付税措置のある起債の充当ができるようにすること。

- ① 新たな廃棄物処理施設整備を伴わないごみ焼却施設等の解体
- ② し尿処理施設の解体

5) 財産処分の承認基準

複数の廃棄物焼却施設を要し地域の廃棄物処理を実施している中、一つの施設の老朽化が進み長寿命化工事を実施し、10年程度の延命化を実施された後、発生廃棄物量の激減などにより、稼働の停止に至った場合にあっては、地域における社会資本が充足し

ているとの判断の下に行う財産処分承認基準については、柔軟な対応とすること。

(3) 交付率の引き上げについて

現在の交付率は、高効率ごみ発電施設等の先進的な施設についてのみ2分の1となっているが、その他の設備は3分の1である。

昨今では、自治体の財政事情はひっ迫するとともに、戦争や円安によって高騰するエネルギーや資機材等の影響で廃棄物処理施設の建設や更新等の整備の価格が上昇している。については、安定的な施設整備等が行えるように、全ての施設を交付率2分の1にすること。

(4) 廃棄物処理施設の適正価格算定基準の策定等について

現在、廃棄物処理施設の設計にあたっては標準仕様・積算基準がない中、自治体においては他省庁の積算基準を準用しながら工事発注を行っている。

また、DBO 事業を導入する自治体も多くなっており、標準業務・積算基準がないため、苦慮している状況である。会計検査院実施調査においても設計・積算の根拠について説明を求められることから、廃棄物処理施設の建設等について標準仕様や積算基準を策定すること。

2. 交付金等の財政支援について

(1) 焼却残さのリサイクル

近年は、焼却残さ（焼却灰及び飛灰）の資源化として、民間委託先におけるセメント原料化や焼成、熔融固化する処理ルートも確立されつつあり、残さのリサイクル率向上や最終処分量の削減等による循環型社会の形成に貢献するものである。

については、焼却残さの民間への委託処理について、自治体への財政措置を講じること。

また、循環型社会形成の推進及び最終処分場の延命化の観点から、焼却残さの資源化に対して、全量資源化する施設の新設、基幹的改良工事を交付対象とすること。

(2) 環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設等

施設立地地周辺の環境保全のため、近年、環境基準を大幅に上回る自主管理基準の設定等に積極的に取り組んでいる施設がある。

については、環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設に対しては、財政支援措置を行うこと。

(3) プラスチック資源循環促進法における既存施設への配慮

令和4年度より、ごみ焼却施設や最終処分場等の整備にはプラスチックの分別収集・再資源化が交付金の要件となっているが、プラスチックを含めたごみ焼却処理を計画・建設した施設においては処理に支障をきたすことや、新たな分別収集に時間を要するなど、交付金が活用できないことで老朽化した施設の基幹改良に支障をきたすことから要件の緩和など、自治体に不利益を生じさせないよう配慮をすること。

(4) 交付金の見直しについて

国は、令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備についての交付金

は、一人一日あたりの排出量による施設規模の設定や施設規模ごとの経費上限額が通知された。

都心部等の大規模自治体においては、人口減少傾向がなく、昼間人口も多いことから、国の設定する排出量の達成が困難である。また、建設にあたっては、既存施設での建替えが基本となり、既存建屋の解体や隣接する住戸等への配慮として地下躯体の構造面積が大きくなり、施設建設の費用が高くなることから全国的に画一的な交付対象上限値の設定については地域特性を加味すること。

また、今回の上限設定により、自治体への財政負担は大きくなり施設整備計画に影響を及ぼし廃棄物の適正処理に支障をきたすことから見直しを行うこと。

第2. リサイクル関連法の推進に関する要望

1. 容器包装リサイクル制度について

平成25年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に係る2度目の見直しにおいては、論点整理が行われたものの議論は進まず、平成26年9月以降の長い中断を経て平成28年1月に再開され、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体からの強い要望である役割分担の見直し、費用負担の軽減や対象物の拡大などに関しては、見直しが行われなかった。

同報告書においては、「今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから5年後を目処に、制度の施行状況などを踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことが適当である。」と記載されているが、容器包装リサイクル制度の円滑な推進を図るためには、継続的な関係者間の協議が必要である。

については、容器包装リサイクル制度の円滑な推進に係る取組等について引き続き要望する。

(1) 自治体と事業者間の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度では、市町村が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うこととなっているが、市町村の経費負担が重いため、分別収集が進むほど市町村の財政状況を圧迫している。

プラスチック製容器包装廃棄物については、自治体の負担軽減をこれまでも要望してきているものの、依然として改善がなく、容器包装対象品目の分別収集を中止する自治体も出てきているところである。

については、本制度を持続可能なものとするために、自治体の負担を軽減する施策を要望する。

- ① 収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理費等、自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の負担とする制度に再構築すること。
- ② 容器包装リサイクル制度を安定的に持続させていくためにも、市町村や事業者等の社会全体で担うべきコストを下げていく必要がある。

このため、再商品化事業者への支援、再生材を使用した製品の普及、低コストの先進的なリサイクル技術の研究・支援等を進めていくこと。

- ③ 容器包装リサイクル法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については、自治体の負担ではなく事業者の負担とすること。

また、プラスチック製容器包装を分別することによる市民への具体的なメリットについて情報提供を行うこと。

(2) 引取品質基準

プラスチック製容器包装廃棄物については、「引き取り品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、再商品化の品質に直接影響のない収集袋の破袋度や指定収集袋の混入を異物扱いする評価方法により、自治体はその中間処理での除去で負担が多くなるとともに、市民・消費者に対しては分かりにくい制度となっていることから、次のことを要望する。

- ① 再商品化手法によっては、若干の汚れなど問題ない場合がある。品質評価に直接影響のない収集袋の破袋度等の評価方法を見直すとともに、客観的な判断ができるよう、より分かりやすい品質基準を示し適正な運用が図られるよう法制度の見直しをすること。
- ② 引き取り品質基準において異物とされている指定収集袋や市販のビニール収集などの非容器包装については、容器包装と同一の素材であれば合わせて再資源化を行うほうが合理的であるので、より柔軟性のある制度とすること。

(3) 再商品化手法

プラスチック製容器包装の再商品化については、「引き取り品質ガイドライン」に基づき、マテリアルリサイクル手法を優先して再商品化が進んでいる。

しかし、リサイクルには残さ率が高く、処理単価を見ても高止まり傾向が続いている。一方、ケミカルリサイクルは、マテリアルリサイクルに比べ、エネルギー資源削減、CO₂削減において高い効果が認められていることに加え、処理残さの発生量が少ないなど優位性がある。

については、自治体における施設の処理能力・処理形態、また、分別排出の状況などから、再商品化手法の選択をできるようにすること。

(4) 市民（消費者）が分別・協力しやすい制度

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、容器包装を含めたプラスチック製品全般一括回収することが可能となったが、市民が協力しやすい分別促進と資源の有効利用を図ることが重要である。

については、識別マークの表示義務の範囲を拡大すること、表示サイズを大きく見やすくすること、再商品化手法に沿ってマークを細分化すること等、市民から見てわかりやすく分別・排出できるような表示を製造事業者等に義務付けること。

また、プラスチックと紙の複合素材や容器の汚れなど客観的な判断が難しい面があり、分かり易い基準を示すとともに、紙製容器包装の識別マークを見直すこと。

- ② 関係者が情報を共有し、相互理解を深め、連携と共同による取組を一層促進するため、特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う取組状況の報告について公表すること。
- ③ バイオマスプラスチックの導入については、既存のリサイクルシステムに影響がないよう慎重に導入すること。
- ④ 近年、容器製造に係る原材料の省資源、軽量化が進んでいるため、ペットボトル等の分別等の作業量は増加傾向にあるが、リサイクル重量及び率には反映されない。

そこで、容器容量や分別作業量に見合ったリサイクル率の算出方法に見直すこと。

(5) 発生抑制・再使用を優先させる新たな仕組み

循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量と環境負荷の低減に向けた取組を一層推進するためには、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、地域循環圏の形成を促進する新たな仕組みを導入することが重要である。

また、事業者自身が、発生抑制・再資源化を積極的に行えるようにする必要があることから、次のことを要望する。

- ① 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造事業者等によるリターナブル容器・ワンウェイ容器等の生産、流通、使用、回収等の促進や販売店での引取を義務化するシステムを構築すること。
- ② 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、事業者が店頭で回収するデポジット制度の導入を全国で確立させること。
- ③ 令和2年7月から、プラスチック製買い物袋の有料化が開始されたが、袋の厚さやバイオマス配合によっては有料化の対象から外れる。レジ袋削減の観点からも有料化義務化に素材等での例外を設けないこと。

2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3年6月に制定されたが、この法律に基づく取組は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、大変重要である。

取組を進めるうえでは、環境配慮設計や代替素材への転換などを製造及び販売事業者に求めていくこと。

また、プラスチック資源を正しく分別排出していただくことが必要で、そのためには国が、制度の趣旨やプラスチック資源をリサイクルした場合の温室効果ガスの低減効果を、市民及び事業者に対して分かりやすく情報提供すること。

プラスチック資源の一括回収については、LCA 評価に用いる基礎数値や評価の結果を住民にも分かりやすい形でとりまとめ、公表すること。

- ② 製品プラスチックのリサイクルの実施にあたっては、収集運搬からリサイクルまでの工程において、市町村の負担が生じないように、新たな交付金制度など必要な財政措置を講じること。

また、製造・販売事業者等による自主回収や費用負担についての仕組みを再構築するなど、引き続き制度を検討していくこと。

- ③ 自治体が行う住民への周知、回収・リサイクル設備、中継施設の整備や運営等の新たに発生する経費について財政支援を講じること。
- ④ 全国的にバランスよく資源化施設を立地させ、十分な処理能力を確保することによる低コスト化や、複合品等のリサイクルが可能となるよう、先進的な処理技術の研究・支援をすること。

また、プラスチック製品の製造事業者に再生資源の利用義務を課す製品の対象を広く指定すること。

- ⑤ プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収する仕組みができたことから、技術的な知見を示すとともに、容器包装リサイクル協会に対し、プラスチック製品の有償引き取りのリサイクルスキームを検討させること。

また、規模が小さい自治体においては県内統合基準として、ブロック指定・誘致を行うなど、国や県による取り組みを進めること。

- ⑥ プラスチック製品の回収が進むよう、環境省が例示する157品目などについて専用リサイクルマークの表示を製造事業者に義務付けること。

3. 家電リサイクル等の円滑な推進について

(1) 家電リサイクル法の見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、三度目の見直しを行い、令和4年6月に最終報告書が公表された。

しかし、自治体から強い要望のあるリサイクル料金の前払制度の導入や、対象品目の拡大等についての見直しは見送られた。

家電リサイクル制度の円滑な推進に関しては、様々な課題があるので、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、次の事項について要望する。

1) 廃家電製品の再商品化等費用の前払制度の導入

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費

用の負担のみならず廃棄にかかる手続きも消費者にとって負担となっている。また、排出時に費用などの負担を求めていることが不法投棄を誘発する要因や、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題にもつながっていると考えられる。

については、家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムの円滑化、消費者にとって手間のかからない制度とするため、家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、販売時費用回収方式（いわゆる「前払方式」）又は製品価格への上乗せ（内部化）とすること。

2) 対象品目の拡大

リサイクル対象品目の拡大は自治体にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き家電リサイクル対象品目の拡大を要望する。

- ① 地球環境の悪影響を防止する点から、フロン除湿器及びウォーターサーバーなどフロンガスの処理が必要な製品
- ② 急速に普及が進んできた、チューナーレステレビ、チューナーレスのディスプレイモニターなどの製品
- ③ 大型で自治体では処理が困難な、電子レンジ、電動マッサージチェア、電器オイルヒーターなどの製品

3) 廃家電製品の不法投棄対策

- ① 不法投棄された廃家電製品を自治体が回収して製造業者に引き渡す場合の収集運搬費用、リサイクル費用については、自治体の負担となっているため、自治体に対する減免制度の創設や国による財政措置を講じること。

または、不法投棄された対象機器については、製造業者等事業者が製品を回収する仕組みを構築すること。

- ② 自治体を実施する不法投棄対策に対して一般財団法人家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力が行われているが、より使いやすいものとなるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。
- ③ 家電製品の不法投棄防止対策に向け、家電リサイクル法への理解を深めるためテレビ等で広報を行い、不法投棄は罰則があることなどを周知すること。

また、自治体のパトロール強化や監視カメラの設置等不法投棄の未然防止のための経費に対する財政支援制度を拡充すること。

4) 引取場所数の拡大

消費者が不要となった指定引き取り場所は、大都市周辺に著しく偏在しており、利便性が悪いことで不法投棄につながる恐れがあるので、指定引取場所数を増加すること。

また、生産者による販売店での回収についても構築すること。

5) 引取義務外品

家電リサイクル法では、消費者からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、その対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りを求められたもののみである。

については、引取り義務外品についても、電気小売業界による回収を義務付けるといった、市町村の負担をなくす全国統一の仕組みを構築すること。

(2) 使用済小型電子機器等のリサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に平成25年4月1日から施行され、多くの自治体が「参加」し、取り組みが広まっている。

については、自治体における小型家電リサイクル制度への取組をより一層推進するために、次の事項について要望する。

1) 財政支援について

小型家電リサイクル制度の実施にあたっては、分別収集体制の構築及び市民への広報・啓発、及び保管施設等の整備、再資源化事業者への引渡しまでに要する収集・運搬等の費用は全て自治体の責任となっていることから、引き続き財政支援について要望する。

- ① 自治体を実施する小型家電リサイクルについては、資源価格の変動により新たな処理費用や不法投棄された製品のリサイクル費用の負担など様々な課題が発生する。資源の有効活用を安定的に進めるためにも国として状況に応じた財政措置を講ずること。
- ② 国として、自治体・事業者の取組を情報収集・提供することでリサイクルシステムの効率化、高度化を図るとともに、制度の普及のために幅広い広報普及活動に財政措置を講ずること。

2) 制度の仕組みの見直し等について

小型家電リサイクル法では、従来の自治体による回収を基底とし、リサイクル事業者に引き渡す仕組みとなっているが、資源価格の下落により処理費用の支払いが生じる。自治体においては厳しい財政事情の中、事業を中止せざる負えなくなることも考えられることから、下記の項目を要望する。

- ① 製造者や販売者が自ら回収し、リサイクルを行うよう制度の仕組みを変更すること。
また、実施自治体の取組について財政措置を図ること。
- ② 小型電子機器等は、製品モデルの入れ替えが激しく、耐用年数よりも使用年数が短くなる傾向にある。まだ使用できる状態であるにも関わらず、廃棄物として排出されリサイクルされるとエネルギーやコストの面でロスが生じる。については、国としてリデュース、リユースの重要性を周知し、廃棄される量の削減を進めること。

4. 食品リサイクルの推進について

食品リサイクル法は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、有用なものは食品循環資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的としている。

食品廃棄物等の発生抑制については、一定の成果があるものの、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」が年間約464万トン(令和5年度推計)あり、その削減が、取り組むべき大きな課題となっており、食品ロス削減の取組を進めていく上では、各地域の実情に応じて、自治体と関係省庁、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携して取り組むことが必要となる。

については、食品リサイクル制度をさらに推進するために、次の事項について要望する。

(1) 食品ロス削減の取組

- ① 国においては食品ロス削減の取組が円滑に推進されるよう、自治体に対して効果的な普及啓発を進めるとともに、各事業者が国に報告している内容やリサイクルの実態状況などの情報提供などを行い自治体の食ロス対策を支援すること。
- ② 小盛メニューや食べきり運動など事業者活動・消費者運動が進むよう、国として施策を講じること。

(2) 登録再生利用事業者制度の見直し

食品リサイクル法で定める特例では、廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者のみ、登録再生利用事業者の事業場がある荷卸し地の市町村の許可を不要としているが、市町村長が、再生利用が確実と認めた食品循環資源のみを運搬する輸送業者についても、同様の特例を受けることができるよう制度を見直すこと。

5. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

持続可能な社会の形成に向けて、3Rに係る諸施策を推進していくことが重要であることから、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の見直し

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事登録の取消しや営業の停止にはならないため、そのまま解体業を継続することが可能であり、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮している。

一方で、建設業法の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反により刑に処せられた場合は、営業停止処分を課することができる。

については、解体工事業者に対して指導を効果的に行うため、建設リサイクル法の解体工事登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事の営業停止及び登録取り消し等の処分を課することができるよう建設リサイクル法の

見直しを行うこと。

(2) 古紙・古布リサイクル

- ① 古紙類は、中国の輸入規制により古紙の余剰が発生し、国内古紙リサイクルシステムは危機を迎えている。

一方で、国内需要の頭打ちにより古紙価格が下落し、逆有償も増加し、古紙回収の中止や事業停止している古紙回収事業者も出ている。

古紙リサイクルシステムを維持するためにも古紙関連事業者への支援を含め、新たな製品開発や販路開拓に対し補助金を導入するなど、古紙の国内需要を創出し、安定した国内流通ルートを拡大すること。

- ② 多くの自治体では、地域住民団体等が実施している集団資源回収を実施し、それに対し自治体が補助金等を計上し負担となっている。

安定した古紙・古布リサイクルのシステムを構築するため、回収にかかる費用を製造・販売事業者の負担とすること。

(3) EPR（拡大生産者責任）法の制定

循環型社会の形成に向けて、国では「循環型社会推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」を基軸に、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法の整備を進めてきたが、自治体に多くの役割を担わせ、製造販売事業者の役割が少ない中で、循環型社会形成の推進には不十分である。

持続可能な循環型社会を構築するために、あらゆる商品について、デポジット方式を基本とした廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生使用を製造・販売業者に義務付けるなど、「EPR（拡大生産者責任）法」を整備すること。

(4) バイオマスプラスチック素材の利用促進

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、バイオマスプラスチックの利用促進が実効的取組として挙げられており、ごみ指定袋等のバイオマスプラスチック素材の導入が考えられる。

しかし、同素材の原価は従来の素材に比べて高く、製造コストや販売価格への影響が避けられないが、普及が進むことで製造コストの減少が期待できる。このため、事業者への生産体制強化や新素材開発などに対し支援を行い、バイオマスプラスチック素材をごみ指定袋等に導入しやすくするための施策を推進すること。

(5) レアメタルリサイクルの拡充

電気・電子機器等の基盤全般には、多くのレアメタルが含まれており、資源確保の点からもレアメタルを含む製品全般を対象としたリサイクルの仕組みを構築すること。

(6) 新素材や新製品のリサイクル処理技術への支援

循環型社会の形成を図るためには、技術革新によって生み出された新素材や新製品に

対するリサイクル処理技術の開発が重要となってくる。

将来、大量に廃棄が見込まれる太陽光パネルについては、環境省において「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を改定するなど取組を進めているものの、法整備には至っていない。このため、リサイクルの義務化に向けた法の整備を行うとともに、処理技術の開発を国として支援し、低コストで効率的に資源化が進む処理体制を整えること。

また、太陽光パネルのリユースに対しては、国からの補助金対象とすること。

(7) 紙おむつや医療系廃棄物のリサイクルについて

- ① 超高齢化に伴い、紙おむつの排出が増えており、廃棄物の削減や資源の有効利用からもリサイクルを進める必要がある。このため、自治体や民間事業者が施設整備等の検討が進むよう国として財政支援を行うこと。

また、事業者の技術開発を国として支援し、高度なリサイクルの実現を推進すること。

- ② 今後、紙おむつの排出が増え、収集運搬、焼却処理など自治体の負担が増加していくことが想定されるため、処理にかかる費用については、製造・販売事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底させること。また、製造・販売事業者によるリサイクルシステムの構築を進めること

(8) ガラス製廃棄物のリサイクルについて

- ① 容器包装リサイクル協会では、ガラスびんのリサイクルにあたり、無職、茶色、その他の3種類に分別することとされている。

近年では、識別が困難なびんが多くなっており、分別の品質維持が困難となっているため、製造事業者や業界団体に対して、識別が容易なびんを製造すること。

- ② ガラス製廃棄物は、リサイクルシステムが構築されていないことから埋立処分に頼らざるを得ない状況である。

埋立処分場の延命化から、ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムを構築すること。

- ③ 粒度調整加工した資材を土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図ればリサイクルの推進が望める。また、土木工事の埋戻し等に利用した後に掘削を行い処分する場合であっても、廃棄物ではなく建設発生土として取扱えるようにするなど、ガラス製廃棄物の利用の拡充を図ること。

第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の3の規定に基づき、全国的に自治体による適正な処理が困難となっている廃ゴムタイヤ等4品目が指定されている。

しかし、4品目が自治体の処理する過程で困難な場合に限り、特定事業者に対して協力

を求めることができる制度であるため自治体においては処理に苦慮している。

また、指定4品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオン電池等の充電式電池、電子たばこ、加熱式たばこ機器類、薬品類、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）等の爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形狀等から自治体においては適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

これらは家庭から排出された場合は、一般廃棄物に該当することから自治体が処理することになっているが、処理が困難なことから専門業者に委託しなければならず財政負担が大きい。

このような状況を踏まえ、制度のあり方や問題となっている点について要望する。

1. 法整備の推進について

平成3年の廃棄物処理法の改正において適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、廃ゴムタイヤなど指定4品目に対して製造・販売事業者等は製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任や義務が生じているわけではない。ついては、

- ① 製造・販売事業者に対して、環境に配慮した製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について、適切な措置を講ずるよう法の整備をすること。また、製品の特性に応じてデポジット制の導入を図ること。
- ② 法で定められた指定4品目の製造・販売事業者等が責任を持って回収・処理する体制の法整備を行うとともに、自治体が行う廃棄物処理において火災の原因となっている、リチウムイオン電池などや自治体の施設では処理の困難な電動ベッドなども市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっているものとして法に追加し、事業者の処理責任の強化を図ること。

2. 適正処理困難指定廃棄物について

指定4品目以外にも、スプレー缶類、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター等爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形狀等から自治体においては適正処理が困難な廃棄物が家庭から多く排出されている。

ついては、これら廃棄物の適正な処理を促進するために、次のとおり要望する。

(1) カセット式ガスボンベ、スプレー缶等について

廃棄物の収集運搬・処理の過程において、カセット式ガスボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たない。また、カセット式ガスボンベ、スプレー缶については、関係業界との合意により「中身排出機構の装着」など一定の方向が示されたが、なお残された課題も多い。ついては、

- ① 爆発・危険性、有害性を有する製品について、適正処理基準を策定するとともに、デポジット制等を含めた製造・販売事業者による自主回収・処理を義務付けること。

- ② 家庭から排出されるカセット式ガスボンベ、スプレー缶は、使い切って出すように広報をしているが、穴が開いていないことから充填物が残っている物もあり、火災防止体制の整備及び処理施設の増強等をする必要があることから、国として補助金の新設を行うこと。

(2) リチウムイオン電池等について

リチウムイオン電池やバッテリーはプラスチック製容器包装や不燃ごみへの混入が増加し、収集車両・中間処理施設等での発火・火災等が頻発し、安全上の課題となっている。

また、小型二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等）は（一社）JBRCで回収されているが、JBRC会員でない事業者の製品や破損・液漏れ等があるものや取り外しのできないものは、回収の対象となっていないため、自治体のごみに排出され火災の要因の一つともなっている。ついては、

- ① 製造事業者は電池や充電電池の取り外しの容易な製品を製造するとともに、小型二次電池使用製品については、製造・販売事業者による回収・処理体制を国として構築すること。
- ② 発火性充電電池を使用している製品には、安全上の識別のため、充電電池及び小型家電本体にも表示を義務付けること。
- ③ リチウムイオン電池を使用した製品の製造事業者や輸入事業者にJBRCへの加入を義務付け、小型二次電池（破損・液漏れ等含む）及び使用製品を一括回収・リサイクルすること。

また、資源有効利用促進法の趣旨に基づき、JBRCに登録された協力店等では、消費者から積極的に受け取るよう対応を図ること。

- ④ 回収拠点の拡大等、市民が排出しやすい仕組みを構築するとともに、充電電池及び小型家電本体にわかりやすい表示をすること。

また、CM等マスメディアを通じて、市民への啓発を強化すること。

- ⑤ 加熱式たばこについて、一部で使用済み製品の回収を行っているが、たばこ業界全体ですべての加熱式たばこを一括して、回収・リサイクルするシステムの確立を制度設計すること。
- ⑥ 収集車両・中間処理施設のメーカーに火災になりにくい処理設備・機器の開発指導を行うこと。
- ⑦ ごみに混入され、自治体が処理する場合は、小型充電式電池等の処分に係る、人件費、設備投資等の経費について、財政支援を講ずること。

(3) 水銀含有廃棄物の適正処理の推進について

平成25年10月に、熊本で「水銀に関する水俣条約」が採択された。条文に水銀の輸出規制をはじめ、大気や水、土壌等への排出削減、あるいは適切な水銀の保管等が規定された。

更に平成29年10月に改正廃棄物処理法施行令等が施行され、水銀を含む廃棄物の適正

処理の一層の厳格化が図られたが、廃棄物処理法において、一般廃棄物についての水銀含有廃棄物の回収規定がなく、各自治体の判断にゆだねられている。ついては、

- ① 適正な処理の促進及び多様な回収ルートの確保の観点から、水銀使用製品を製造・販売事業者によるリサイクルの体制を早急に構築すること。
- ② 自治体が行う、分別回収（収集・運搬・処分・保管）について、必要な財政措置を講じること。

(4) 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物について

農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、業界における処理システムの確立ができておらず、住民から排出されるこれらの物の対応に自治体は苦慮していることから、製造・販売事業者による回収から処理までのルートを確立すること。

やむを得ず、市町村が処理を委託する場合は財政措置を講ずること。

(5) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴い、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加し、その多様性も増している。

環境省は、「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとの通知が出されている。

ついては、刺傷、感染症の罹患等の恐れのある在宅医療廃棄物については、各医療機関による全国統一的な回収・処理システムを早期に構築すること。

また、廃棄物処理法第3条第2項において、製品等が廃棄になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないよう製品等の開発を行うこととされている。このため、製造・販売事業者は、製品等の評価に際し、自治体への意見聴取を行うなど、現状の把握に努め対応について検討するよう指導すること。

(6) 大型及び重量のある廃棄物について

大型及び重量のある、介護用電動ベッドやグランドピアノなどの廃棄物については、自治体の施設では処理が困難であることから、製造・販売事業者における回収をお願いしているところあるが、引き取りが行われず対応に苦慮している。このため、製造・販売事業者に回収・処理を義務付けること。

(7) 可燃性ガス使用した家電製品について

フロンや代替フロンに代わって、大気放出をしても環境への影響が少ないことから自然冷媒と呼ばれるイソブタン（R600a）などの可燃性ガスを使用した家電製品が増加している。

製品の中には、製氷機や除湿器など家電リサイクル法に該当しない物もあり、中間処理施設等での発火火災の原因となることから、製品への表示や製造・販売事業者に回収・処理を義務付けるなど法整備を行うこと。

3. 廃スプリングマットレスについて

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況にある。近年では、一つずつ分かれているポケットコイル式ベッドマットレスや海外で製造された製品が増加し、自治体での処理は大きな負荷となっている。

については、海外で製造された製品や独立コイル式を含む廃スプリングマットレスは、製造・販売・輸入事業者を含めたベッドマットレス業界全体での回収システムを確立すること。

4. PCB 廃棄物の国の役割強化について

① PCB が混入した電気機器等の情報提供

PCB を使用している電気機器等を把握することが円滑な PCB 廃棄物の処理につながることから、国として製造事業者等から情報を入手し、自治体や事業者に情報提供をすること。

② PCB 廃棄物の期限内処理に向けた積極的な広報・啓発

PCB 使用製品・廃棄物については、保有している事業者の裾野が広いと、処理期限までの早期・適正な処理の必要性等について、大規模且つ効果の高い広報啓発を積極的に行うこと。

③ 低濃度 PCB 廃棄物の処分費用等に対する支援制度の拡充

低濃度 PCB 廃棄物の可能性がある電気機器等の分析や低濃度 PCB 廃棄物の処理等費用に係る国からの財政支援制度について、地方公共団体等も支援対象に含めるとともに、すべての対象が支援を受けられるよう、予算を拡充すること。

5. 石綿含有の疑いのある珪藻土製品の回収・処分について

多様な種類の珪藻土製品に石綿（アスベスト）が含有されている恐れが判明し、対象製品を製造者が自主回収することとなった。

珪藻土製品の石綿含有無については、判断がつかないことから人体の安全に配慮し、珪藻土製品については、メーカー等による分別方法、関係事業者（販売店を含む）による自主回収体制の確立を図ること。

また、自治体が新たに分別回収を実施する場合の費用について国の財政支援を講じること。

6. フロン等使用廃棄物の回収について

家庭用の除湿器や冷水器等は、フロン排出抑制法及び家電リサイクル法の対象外であり、フロンの回収が義務付けられていない。フロン類は温室効果が高く、少量排出された場合であっても地球温暖化への影響は大きいと、リサイクルなどの対象外であることからフロンが回収されず、破砕処理されている実態がある。

このため、自治体では地球温暖化防止の観点から、家庭用除湿器等のガス類を除去しながら廃棄するため、大きな負担となっている。については、製造・販売事業者の費用

負担のもと、適正にフロン等を回収する仕組みを構築すること。

7. 産業廃棄物処理施設での一般廃棄物の受け入れについて

自治体の廃棄物処理施設は、家庭ごみ（固形物）を処理することを前提として建設をしており、カセットボンベの中身や農薬などの液状や泥状を処理することは困難である。

一方、産業廃棄物処理施設は、廃棄物の性状に合わせ施設を建設していることからその性状にあった物を処理することは容易である。

現在、廃棄物処理法第15条の2の5及び施行規則第12条の7の16において、産業廃棄物と同様の性状を有する物（廃プラスチックや木くずなど）については都道府県知事に届け出ることにより一般廃棄物処理施設として設置することができる。ついては、家庭から発生し、自治体が処理困難な廃棄物を、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に追加されたい。

第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の自治体のみでの努力では解決が困難な事項が多くある。ついては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 再生可能エネルギーについて

国は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、第7次エネルギー基本計画では、資源に乏しく、山と深い海に囲まれ地理的制約を抱えているわが国の固有事情を踏まえ、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電力として最大限導入するとしている。

自治体における廃棄物処理では、ごみ焼却に伴って発生する熱を利用し、電気を作る再生可能エネルギーの取組を進めている。

そこで、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

(1) 調達期間

固定価格買取期間は20年間となっているが、発電施設については30年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても、施設の長寿命化を進めている。

ついては、再生可能エネルギー供給量の拡大につながるため、調達期間を延長すること。

(2) 調達価格

ごみの焼却処理は、腐敗性の高い生ごみなどを主体として処理することで、市民の生活環境の保全を守っており、これによって得られるエネルギーは、全量バイオマス発電として、再生可能エネルギー固定価格にて買い取ること。

(3) 再エネ特措法の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定について

R P S経過措置については、平成29年度から5年で廃止され、制度開始前に稼働している施設等は、再エネ特措法の適用除外であったり、数年で適用期間の終了を迎えるなど投資回収が十分できていない。

各自治体は、売電（再エネ電気、エネルギー供給構造高度化法に基づく非化石証書など）による収入を活用し、一般廃棄物処理事業を維持運営しており、再エネ特措法の適用から

外れる施設に対する新たな制度を制定すること。

(4) 廃棄物処理施設の系統連系への支援について

国の廃棄物処理施設整備計画では、廃棄物エネルギーを活用した地域低炭素化が示されているが、全国的に送電網の空き容量が逼迫している状況となっている。

また、廃棄物発電の系統連系には、接続の可否や負担金の決定などのため、送配電事業者への接続検討を事前にするが、送電網使用や負担金の確定とならない。廃棄物施設の整備が長期間であること、送電開始時期に空き容量がなく負担金が高額となるなどの課題もあり対応に苦慮している。

については、廃棄物発電の売電利用が確実かつ、優先的に行えるよう系統連系のルール見直しをするとともに、支援を行うこと。

(5) 自己託送制度の見直しについて

電気事業法では、一部事務組合が運営するごみ焼却工場から、当該組合を構成する自治体の公有施設へ自己託送することは認められていない。

再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素の排出削減、電力地産地消から、自己託送が可能となるよう制度見直しを行うこと。

2. 小売電気事業者登録制度の充実について

平成27年度に全国規模で発生した特定規模電気事業者の経営破綻による売電電力料金が未収金となった事案は、契約先であった各自治体にとって大きな財政負担となっている。

また、平成28年4月1日より電力小売全面自由化が始まり、制度が変更されたことで、電気の小売を行うためには小売電気事業者の登録が必要となった。

については、小売電気事業者登録制度の充実について、特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 定期的な経営状況の確認

自治体が個別の小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難である。

小売電気事業者登録では、小売電気事業者の経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみであるため、定期的（毎年）に経営状況の確認を行い、自治体に対して必要な情報提供を行う仕組みを構築すること。

(2) 審査体制の強化等

経営状況が悪化した小売電気事業者については、登録取消措置を行うなど審査を強化するとともに、速やかに情報の公表を行うこと。

3. 溶融スラグの利用促進について

(1) 溶融スラグの有効利用を促進するための施策

溶融スラグの有効利用は、循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から重要であると考えられるが、利用は自治体が発注する公共工事などに限られ、一部の自治体では最

終処分している状況にある。利用を促進するためには、市場の確保が必要不可欠である。

については、溶融スラグをグリーン調達品目に位置づけるとともに、国の公共工事に一定の割合で自治体が生成した溶融スラグの利用を義務付ける等積極的な利用促進策を講じること。

(2) 掘り返した溶融スラグの取扱い

溶融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋戻し材等に利用し、後に掘り返した場合、溶融スラグが混入した残土については、産業廃棄物として処分せざるを得ない状況である。

また、品質において有害物質の溶出量は一般的な建設発生土と変わらないこと、廃棄物として処分することは、最終処分場の延命化に逆行することとなる。

については、基準を満たす溶融スラグについては、利用条件を緩和し、土砂として取り扱えるようにすること。

4. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件に加え『委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」と、ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針としながらも、令第4条第5号の委託料のあり方について言及しているが、具体的にどのような場合に適合しているか否かという判断が明確になっていない。

については、「委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準を示すこと。

5. 手数料徴収事務の円滑な推進について

一般廃棄物の収集運搬事務等を民間業者に委託している場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第4条第6号の規定に抵触するおそれがある。

手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、自治体の徴収経費を増大させるばかりでなく、滞納の原因にもつながり、手数料の確実かつ効率的な徴収の面で、受益者負担の公平性に問題が生じている。

については、円滑な徴収ができるよう、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令及び同規定を見直すこと。

6. 安定型最終処分場の見直しについて

安定型最終処分場を巡っては、安定型産業廃棄物以外の混入を理由に司法から建設の

差し止めが認められた事例が生じており、日本弁護士連合会からは法改正による安定処分場の廃止や新規許可をしないといた意見書が提出されている。一方、近年の豪雨災害等における災害廃棄物処理に関しては大きな役割を果たしており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設である。

については、安定型最終処分場に係る問題事案の発生状況及び意見等を聴取し、関係法令の改正を含む実効的な対策を早急に講じること。

7. 使用済物品の適正な処理の確保について

違法な廃品回収業者における問題点については、平成22年10月21日付け「使用済物品の適正な処理の確保について」及び平成24年3月19日付け「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、廃棄物該当の判断が難しい。

また、資材や売り物と称し、各事業所内に様々な物品を長期保管する事例も散見されるが、同じく判断が難しく指導に苦慮している。

については、このような状況の中で、効果的・効率的に適正処理を確保するために、次のことを要望する。

- ① 国からの自治体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底。
- ② 所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徴収や立入検査の実施、情報共有といった仕組みづくりを検討すること。

8. 産業廃棄物処理施設の集中について

地域によっては同一市域内において、産業廃棄物の最終処分場がこれまでに埋立てが終了したものも含めて集中して設置されており、さらに大規模な処分場を含む複数の新設計画がある。また、多くの中間処理施設が稼働しているなど、産業廃棄物処理施設が過度に集中している地域がある。

このようなことは、市民の生活・生産環境の保全及び市の将来像の実現に重大な影響を及ぼすことから、一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量について検討するなど、廃棄物処理法の抜本的な改正を講じること。

9. 特定支障除去等事業終了後の環境モニタリングについて

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき、民間事業者の処分場で処理できなくなった廃棄物の特定支障除去等事業を計画的かつ着実に実施してきた。国は、令和4年度末を完了期限と定め事業は終了したが、廃棄物を残置する工法では周辺地下水の汚染や悪臭の発生等の中長期的な潜在リスクを有しているため、継続してモニタリングや、構造物の維持管理等の取組を行う必要があることから、新たに要望をしたところ費用の一部が認められた。

については、産廃特措法の各事案の実情に応じ、事業終了後においても継続する取り組みに対し、財政支援を講じること。

10. 循環型社会形成推進の目標値及びリサイクル算出方法の見直しについて

国は、第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、廃棄物の減量などの目標値を設定した。ごみの減量・リサイクルの推進は、住民と自治体の協働であることから、国は自治体が策定する計画のガイドライン等に目標値の理由などを明記すること。

また、環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、熱回収によるリサイクル（サーマルリサイクル）率や焼却灰のセメント化などが明確になっていない。そこで、国民に「循環型社会の形成推進」をさらにアピールするためにも、熱回収を含んだリサイクル率の公表とともに焼却灰のセメント化による再生利用を含んだリサイクル率を公表すること。

11. メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成、及び温室効果ガス排出削減により地球温暖化対策にも資することや災害時の自立分散型エネルギー源としての機能確保の観点からも、推進することが必要である。

しかし、現状の再生利用率は焼却処理による燃え殻を資源化する半分程度であり、バイオマスの利活用を阻害するものである。

については、メタンガス化がより推進されるよう、現行のメタンガス化における再生利用率算入の考え方を見直すこと。

12. 電動塵芥車の性能向上に係る支援について

2050カーボンニュートラルに向け、廃棄物の収集運搬車両電動化が必要である。しかし、現状の電動塵芥車は通常の車両に比べ、走行距離が短いこと、積載量が少ないこと、価格が高額であることなどの課題により導入は進んでいない。

については、国として電動塵芥車の性能向上に向けた技術開発に更なる支援に取り組むとともに、導入などの助成制度を検討し収集業務における脱炭素を推進すること。

13. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について

環境省指針や過去の震災・水害の教訓等を踏まえ、大規模災害時には被災地の公衆衛生や街の復旧・復興には、他都市からのごみ処理支援が重要となってくる。災害時の廃棄物処理支援を速やかに実施するため、次のことを要望する。

- ① 大規模災害発生時には、D.ウェイストネットワークの仕組み等を通じて、他都市が直ちに被災地へ派遣できる車両・人員等を整理し、被災地を迅速に支援する体制を構築しておくこと。
- ② 大規模災害時には多量の廃棄物を迅速・適正に処理するため、災害廃棄物仮置場を開設する必要がある。

については、災害廃棄物の仮置場として、都市公園法の占有可能物件に位置付けること。

- ③ 災害復旧事業の対象となる大規模災害において、家屋が半壊以上で解体費用の補助対象となるが、半壊に至らない場合でも、危険度判定により解体せざるをえない時には、補助対象とすること。

また、近年では局地的な大雨が頻発していることから、国土交通省など同様の時間雨量 20 mm以上を補助金の基準とされたい。

- ④ 非常災害時に必要な応急措置として、産業廃棄物処理施設において処理している産業廃棄物と同様の性状を有している災害廃棄物を処理することができるようになったが、施設の設置許可が条件となっている。

災害時の廃棄物処理を迅速に実施するため、産業廃棄物の処分業の施設においても施設設置許可業と同様の措置が行えるよう法改正などを行うこと。

14. し尿処理施設と下水道の接続について

「下水処理場」と「し尿処理施設」は両方とも汚水浄化を目的にしており、「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、使用する薬品・燃料が減少し、機器設備が少なくなることにより電気使用量も減少するため、両者を接続する上で必要な協議等を簡略化・マニュアル化するとともに、接続工事等についても基幹的設備改良事業の対象とすること。

15. 原子力発電所の事故に伴う焼却灰処理について

事故発生に伴い、民間事業者による焼却灰のエコセメント化はごみ焼却から発生する焼却灰の放射能濃度が100Bq/kg以下であっても受け入れない実態がある。

については、事業者の受け入れが事故以前の状況に戻るまでは、国の責任において東京電力に自治体の保管費用などを賠償させること。

16. 放射性物質汚染対処特措法における埋立基準の変更について

現在、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「特定一般廃棄物」となったばいじんは、放射性物質が溶出しないよう、最終処分場に埋め立てた後、上部を不透水層にするなど、廃棄物処理法に上乘せされた埋立基準が適用されている。

一般廃棄物の最終処分場は、埋立廃棄物に雨水を浸透させることで、安定化を図るものであるが、上乘せ基準で埋め立てた区域は、雨水が浸透しないことから、埋立地内部が安定化するまでに長期間を要し、浸出水処理など維持管理費用が増大するとともに、将来的な跡地利活用にも大きく影響をおよぼすこととなる。

については、雨水が浸透して埋立地内部が安定化するよう、特措法の埋立処分基準を改正すること。

17. 放射性物質汚染対処特措法における焼却施設の地域要件見直しについて

一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじんが特定一般廃棄物に該当する対象地域に

において汚染状況の調査や空間放射能線量率の測定が義務化されるが、福島第一原子力発電所の事故発生から10年以上が過ぎ、ばいじん等の放射能濃度は低く安定をしている。

については、現状の放射性物質の状況を踏まえ、汚染の影響のない都県を対象地域から外すよう見直しを行うこと。

18. ごみ処理の広域化について

- ① 人口減少・財政運営から廃棄物の広域化は必要と考えられるが、分別収集方法は自治体によって異なり実施にあたっての課題となる。

自治体間の調整がスムーズにできるよう、国による分別の統一基準を示すこと。

- ② 全国的にも新たな最終処分場の建設は困難な現状において、各自治体が管理している最終処分場の容量は減少し、近い将来には危機的状況を迎えることとなる。

現在事業が進められている「大阪湾フェニックス計画」のような広域に最終処分場を運営することは合理的かつ有効的な方策である。

最終処分場の広域化には、長きにわたり調整を要することから早期の事業実現に向け、自治体、民間事業者、都道府県の連携はもとより法整備の拡充や許認可申請における国の取組を進めること。

- ③ 一般廃棄物の安定かつ安全な処理を実施するため、循環型社会形成推進交付金を活用し、廃棄物処理施設の整備を実施している。

近年、交付金要件として、家庭ごみの有料化やプラスチック使用製品廃棄物の再商品化など地方自治に対する過剰な関与と考える。

国においては、人口減少社会と効率的な廃棄物処理などから広域化・集約化を進めているが、過去に実施した実績や地域事情も考慮するなど実質的な強制措置での推進方法をとらないこと。

19. 一般廃棄物処理事業実態調査の公表について

毎年公表される一般廃棄物実態調査は、行政回収が基本となっており、自治体ごとの分別品目や回収方法は一律ではない中、ごみ処理量やリサイクル率などランキングを公表している。

地域の特色や取組が評価されないことで、住民のモチベーションが低下するため、安易な自治体ランキングの比較を行わないこと。

【概要】今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ

- 現行の有害使用済機器保管等届出制度の点検を含む資源循環の推進に向けた取組や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に関する廃棄物処理法等の制度の点検・見直し等を行うため、「**廃棄物処理制度小委員会**」を令和6年12月に設置。
- 計6回開催された小委員会においては、**1.不適正ヤード問題への対応**（平成29年廃棄物処理法改正法附則に基づく検討）、**2.処理期限以降に算知されたPCB 廃棄物の適正処理の確保の仕組み**、**3.災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度の点検・見直し**（平成27年廃棄物処理法等改正法附則に基づく検討）について検討を重ね、以下の通り中間取りまとめを行った。今後、中間取りまとめを踏まえ、さらに必要な制度的措置の具体化を検討する。

I. 不適正ヤード問題への対応

廃棄物又は有害使用済機器に該当しない雑品スクラップや廃鉛蓄電池等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障が生じていることを受けて、これらの適正な処理を確保するための全国的な法制度の創設が必要。

- ① 制度の対象となる物品**
 - 廃鉛蓄電池等の個々の物品に鉛等の有害物質が含まれ、その不適正な保管・処理により生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものと、金属スクラップや雑品スクラップ等の一定程度集積して保管・処理されることにより生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものを対象とする。
 - 物品が混在して保管されている状態やリチウムイオン電池を内包している等の物品の性質等を踏まえながら対象物品を精査し、包括的な定義付けを検討。
- ② 制度の内容**
 - 制度対象物品それぞれの性質に応じて、どのような制度を導入すべきか検討。
 - 例えば、事業者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準の検討。
 - 特に、有害物質を含む廃鉛蓄電池等は、生活環境保全上の配慮がなされた一定の要件を満たす事業場でのみ解体等を行うことができる仕組みの検討。
 - 実効性の高さや実務面での手続の負担、条例の制定状況や自治体からの要望等を総合的に考慮の上、適切な手法を検討。
 - 本来の業務に付随して一時的な保管を行う場合等、適切な環境保全対策が講じられている場合に過度な負担とならないよう配慮。
- ③ 適正処理の実効性を高めるための措置**
 - 制度対象物品の受入れや処分に係る日付や数量等について、帳簿への記載を義務付けること等により、トレーサビリティの仕組みを構築。
- ④ 適正処理の確保により、不適正輸出を防止するための仕組み**
 - 廃鉛蓄電池等について、国内処理原則を適用して国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大臣の確認を制度化。
- ⑤ 制度の実効性を高めるための措置**
 - 有害使用済機器保管等届出制度と比べて罰則を強化すること等により、不適正な処理等を実効的に抑止。

II. PCB廃棄物に係る対応

高濃度PCB廃棄物の継続的な処理体制の確保とともに、低濃度PCB含有製品等にかける管理の強化が必要。

- ① 高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制の確保**
 - 実証試験の結果を踏まえ、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加するとともに、前処理設備の考え方を追加。
 - 新たに発見された高濃度PCB廃棄物は道府県知事への届出を義務付け（現行ルール）の継続。特例処分期限等は廃止。発見後一定期間内の処分委託等を義務付けを検討。
- ② 低濃度PCB含有製品及び同様の製品等に係る管理制度の創設**
 - 低濃度PCB含有製品等の管理の状況について、都道府県知事への届出を義務付け。廃棄の際には一定期間内の処分の委託を義務付けを検討。
- ③ 事務の見直し等**
 - 都道府県によるPCB廃棄物処理計画、保管及び処分の状況の公表義務を廃止。また、JESCO法によるPCB関係規定を見直す。

III. 災害廃棄物への対応

自治体内で体制を確保するとともに、マンパワーやノウハウが不足する状態にあっても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理ができるよう、平時の一般廃棄物処理と連動させつつ、発災時における災害廃棄物処理の実効性を高める仕組み等の構築が必要。

- ① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の規定整備**
 - 公費解体工事や廃棄物処理に係る事務等の全部又は一部について、横断的に調整支援する専門支援機能（機関）に関する規定を整備。災害廃棄物処理計画の策定・改定等の自治体の平時の備えについても同機能（機関）が支援を行う規定を整備。
- ② 災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備**
 - 市町村が策定する一般廃棄物処理計画の規定事項に、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加。災害支援協定の締結を自治体の努力義務とするともに、同協定に基づき委託を受けた民間事業者に対する災害時の委託基準の合理化等の特例措置を創設。
 - 産業廃棄物の処理施設において、同協定に基づき同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、一般廃棄物処理施設に設置に係る特例措置を拡充。
- ③ 廃棄物最終処分場の災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設**
 - 災害廃棄物を受け入れる能力を有する廃棄物最終処分場に対する認定制度・優遇措置を創設するとともに、自治体が設置者に対して受け入れを求めめることができる制度を創設。

一般廃棄物処理施設の整備



【令和7年度予算(案) 52,636百万円 (49,518百万円)】環境省
 【令和6年度補正予算額 100,642百万円】

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

- ① 市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

1. 事業目的

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設、メタンガス化施設等)
- ・ 最終処分場
- ・ マテリアルリサイクル推進施設
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・ 上記に係る調査・計画支援事業 等

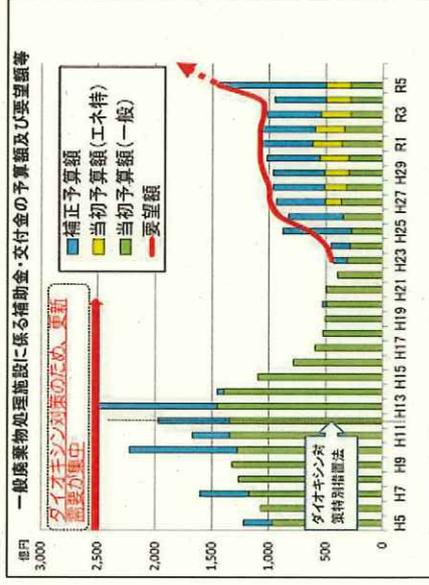
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業(補助率1/3(一部1/2等)、定額)
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

お問い合わせ先：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

電話：03-5521-8337

4. 予算額の推移、補助対象の例



<老朽化施設等の更新>



<被災時のリスク対策>



廃棄物発電電力を災害時の非常用電源として有効活用

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業



【令和7年度予算(案) 24,600百万円(21,530百万円)】
 【令和6年度補正予算額 10,300百万円】



自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

- ① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
- ② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

1. 事業目的

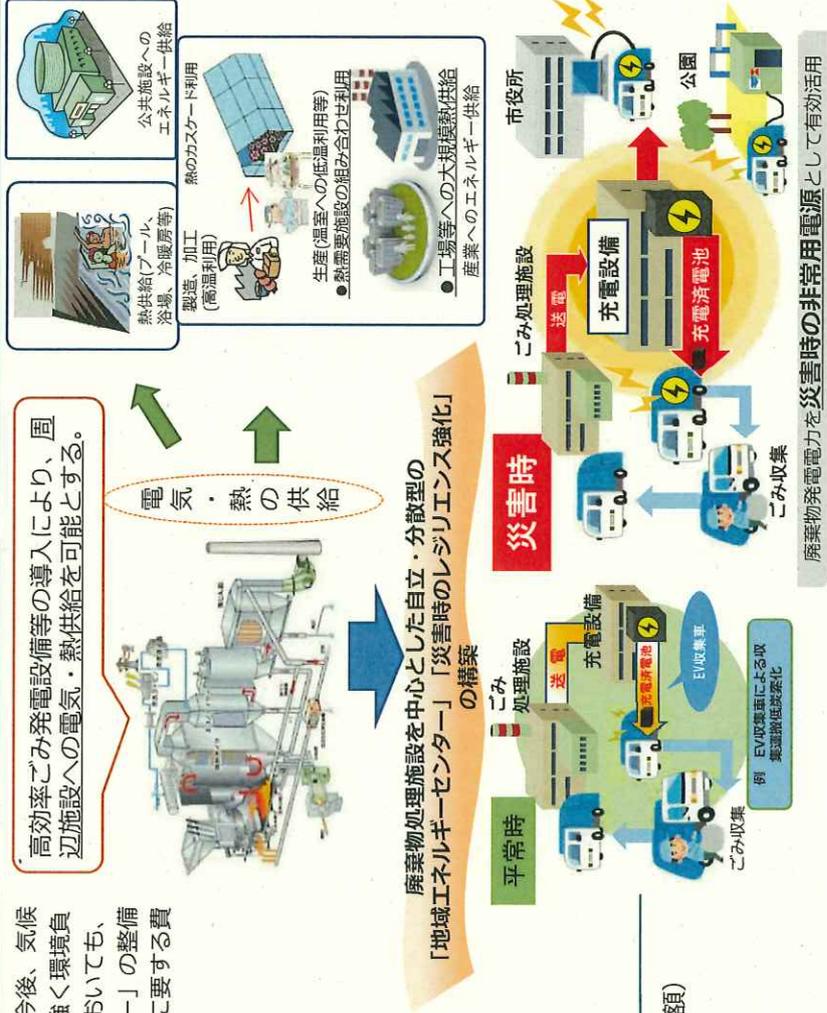
2. 事業内容

近年、気象災害が激甚化しており、台風や豪雨等により大きな被害がもたらされている。今後、気候変動により更に災害リスクが高まると予測されており、「気候変動×防災」の観点で災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっていることから、廃棄物処理施設においても、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備や省エネ効果に優れた先進的設備の導入が必要である。このため、本事業では、以下の事業に要する費用の一部を補助する。

- (1) 交付金
 - ・新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)：1/2、1/3交付
 - ・改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設)：1/2交付
 - ・計画・調査策定(計画支援・集約化等)：1/3交付
- (2) 補助金
 - ①新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)：1/2、1/3補助
 - ②改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設)：1/2補助
 - ③電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利用するための設備：1/2補助
(災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の3/4補助、蓄電池：1/2補助)
 - ④熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利用するための設備：1/2補助
 - ⑤廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金・間接補助事業(交付・補助率1/2、1/3、差額の3/4、定額)
 上記2. (1)、(2)①②：市町村等
- 交付・補助対象 (2)③④⑤：市町村等・民間団体等
- 実施期間 平成27年度～



お問い合わせ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-9273

一般廃棄物処理施設の整備



【令和8年度要求額 28,424百万円 + 事項要求 (27,388百万円)】



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

1. 事業目的

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中枢を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

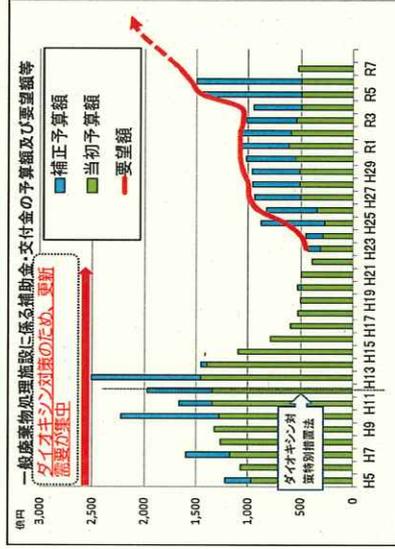
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・ 最終処分場
- ・ マテリアルリサイクル推進施設
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・ 上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



<老朽化施設等の更新>

<被災時のリスク対策>



例 EV収集車による収集業務の被災強化 廃棄物発電電力を災害時の非常用電源として有効活用

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業



環境省

【令和8年度要求額 19,000百万円 (21,530百万円)】

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
- ② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

2. 事業内容

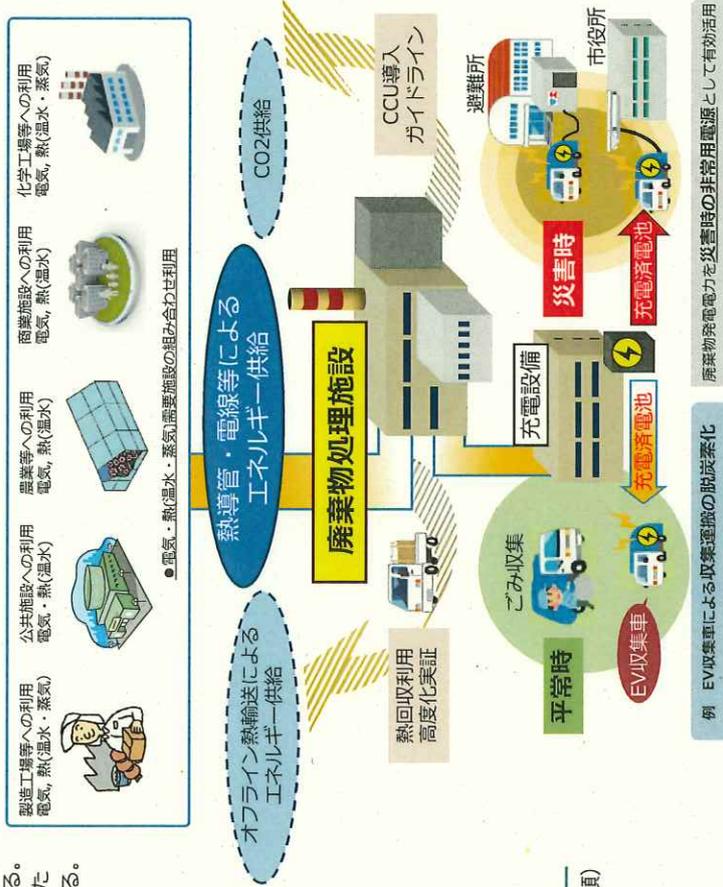
昨今の気候変動を鑑みて、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっている。廃棄物処理施設においても、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型施設の整備や省エネ効果に優れた先進的設備の導入が必要である。本事業では、以下の事業に要する費用の一部の補助や実証事業等を実施する。

- (1) 交付金
 - ・新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)：1/2、1/3交付
 - ・改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設)：1/2交付
 - ・計画・調査策定(計画支援・集約化等)：1/3交付
- (2) 補助金
 - ①新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)：1/2、1/3補助
 - ②改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設)：1/2補助
 - ③電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を活用するための設備：1/2補助
(災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の3/4補助、蓄電池：1/2補助)
 - ④熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を活用するための設備：1/2補助
 - ⑤廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助
- (3) 委託・補助金
 - ①廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業(委託、2/3補助)
 - ②自治体向けCCU導入ガイドライン作成事業(委託)

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - (1)(2)①②③④⑤交付金・間接補助事業(交付・補助率1/2、1/3、差額の3/4、定額)
 - (3)①委託事業・補助事業(補助率2/3)、②委託事業
- 委託先及び交付・補助対象
 - (1)(2)①②：市町村等
 - (2)③④⑤(3)①市町村等・民間団体等
 - (3)②民間団体等
- 実施期間
 - 平成27年度～

4. 事業イメージ



例 EV収集車による収集運搬の脱炭素化
廃棄物発電電力を災害時の非常用電源として有効活用

お問合せ先：

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

電話：03-5521-9273